

2026年2月26日

各位

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社



## 「組み合わせる投資」を、もっと自由に。

### NZAM、過去最大規模となるETF10本を3月19日同時上場

～戦略的ポートフォリオ構築を支える「ビルディング・ブロック」を拡充～

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社（代表取締役社長 八木 正展<sup>やま まさのぶ</sup>、以下「当社」）は、3月19日（木）に、**上場投資信託（ETF）10本を東京証券取引所に同時上場**いたします。

今回の10本同時上場は、当社として**過去最大規模の取り組み**となり、国内外の株式・債券・REITといった主要アセットクラスを幅広くカバーする商品ラインアップを一体で提供するものです。

投資目的やリスク許容度が多様化するなか、投資家の皆さまが**自身の考え方に基づいて柔軟かつ戦略的にポートフォリオを構築できる環境を整える**ことを目的としています。

当社では、ETFを単体で完結する商品ではなく、ポートフォリオを構成するための「**ビルディング・ブロック**」と位置づけています。今回上場する10本は、国内外の主要指数に効率的にアクセスできるよう設計しており、初めてETF投資を行う方から、複数のアセットを組み合わせた運用を行う投資家の皆さままで、**幅広いニーズに対応**しています。

#### 「必要なときに、必要なパーツを、必要な分だけ組み合わせる」

そうした投資の考え方を、より身近で実践的なものにするのが、当社の目指すETF提供のあり方です。

当社は今後も、**商品ラインアップの継続的な拡充と既存商品の見直し・改善**を通じて、投資家の皆さまが、投資目的・投資期間・リスク許容度に応じたポートフォリオを構築できる環境づくりに努めてまいります。ETFを通じて、「考える投資」「組み立てる投資」を支える存在であり続けることを目指してまいります。



コード	ETF名称	信託報酬率
530A	NZAM 上場投信 東証REIT指数（2・5・8・11月決算型）	年0.145%（税込年0.1595%）
531A	NZAM 上場投信 日経平均高配当50	年0.150%（税込年0.1650%）
532A	NZAM 上場投信 TOPIX高配当40	年0.150%（税込年0.1650%）
533A	NZAM 上場投信 S&P500（為替ヘッジなし）	年0.060%（税込年0.0660%）
534A	NZAM 上場投信 NASDAQ100（為替ヘッジなし）	年0.100%（税込年0.1100%）
535A	NZAM 上場投信 DAX（為替ヘッジなし）	年0.180%（税込年0.1980%）
536A	NZAM 上場投信 先進国株式（MSCI-KOKUSAI）（為替ヘッジなし）	年0.150%（税込年0.1650%）
537A	NZAM 上場投信 全世界株式（MSCI ACWI）（為替ヘッジなし）	年0.078%（税込年0.0858%）
538A	NZAM 上場投信 米国国債7-10年（為替ヘッジなし）	年0.120%（税込年0.1320%）
539A	NZAM 上場投信 海外債券（FTSE WGBI 除く日本）（為替ヘッジなし）	年0.120%（税込年0.1320%）

※詳細は後添資料、および有価証券届出書、目論見書をご覧ください。

# Press Release

## 【商品概要】

銘柄名	NZAM 上場投信 東証 REIT 指数 (2・5・8・11 月決算型)	銘柄コード	530A
連動対象指数	配当込み東証 REIT 指数	詳細ページ	P4-12
決算日	毎年 2 月、5 月、8 月、11 月の各 15 日	売買単位	1 口単位

銘柄名	NZAM 上場投信 日経平均高配当 50	銘柄コード	531A
連動対象指数	日経平均高配当株 50 指数(トータルリターン)	詳細ページ	P13-21
決算日	毎年 5 月、11 月の各 15 日	売買単位	1 口単位

銘柄名	NZAM 上場投信 TOPIX 高配当 40	銘柄コード	532A
連動対象指数	配当込み TOPIX 高配当 40 指数	詳細ページ	P22-30
決算日	毎年 4 月、10 月の各 15 日	売買単位	1 口単位

銘柄名	NZAM 上場投信 S&P500 (為替ヘッジなし)	銘柄コード	533A
連動対象指数	S&P500 指数 (配当込み、当社円換算ベース)	詳細ページ	P31-39
決算日	毎年 4 月、10 月の各 15 日	売買単位	1 口単位

銘柄名	NZAM 上場投信 NASDAQ100 (為替ヘッジなし)	銘柄コード	534A
連動対象指数	NASDAQ100 指数 (配当込み、当社円換算ベース)	詳細ページ	P40-48
決算日	毎年 4 月、10 月の各 15 日	売買単位	1 口単位

銘柄名	NZAM 上場投信 DAX (為替ヘッジなし)	銘柄コード	535A
連動対象指数	DAX 指数 (配当込み、当社円換算ベース)	詳細ページ	P49-57
決算日	毎年 11 月 15 日	売買単位	1 口単位

銘柄名	NZAM 上場投信 先進国株式 (MSCI-KOKUSAI) (為替ヘッジなし)	銘柄コード	536A
連動対象指数	MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、当社円換算ベース)	詳細ページ	P58-66
決算日	毎年 4 月、10 月の各 15 日	売買単位	1 口単位

銘柄名	NZAM 上場投信 全世界株式 (MSCI ACWI) (為替ヘッジなし)	銘柄コード	537A
連動対象指数	MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス (配当込み、当社円換算ベース)	詳細ページ	P67-75
決算日	毎年 4 月、10 月の各 15 日	売買単位	1 口単位

銘柄名	NZAM 上場投信 米国国債 7-10 年 (為替ヘッジなし)	銘柄コード	538A
連動対象指数	Bloomberg 米国国債 7-10 年指数 (当社円換算ベース)	詳細ページ	P76-84
決算日	毎年 5 月、11 月の各 15 日	売買単位	1 口単位

銘柄名	NZAM 上場投信 海外債券 (FTSE WGBI 除く日本) (為替ヘッジなし)	銘柄コード	539A
連動対象指数	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、当社円換算ベース)	詳細ページ	P85-93
決算日	毎年 1 月、7 月の各 15 日	売買単位	1 口単位

※詳細は後添資料、および有価証券届出書、目論見書をご覧ください。

# Press Release

【ご参考】 NZAM 上場投信 一覧 (2026年2月26日現在)

投資対象	銘柄コード	ファンド名	連動対象指数	信託報酬率 (税込)
国内株式	1596	NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials	配当込み TOPIX Ex-Financials	0.1210%
	2524	NZAM 上場投信 TOPIX	配当込み TOPIX	0.0605%
	2525	NZAM 上場投信 日経 225	日経平均トータルリターン・インデックス	0.0990%
	2526	NZAM 上場投信 JPX 日経 400	配当込 JPX 日経インデックス 400	0.1265%
	2567	NZAM 上場投信 S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数	S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数 (トータル・リターン)	0.1320%
	531A New	NZAM 上場投信 日経平均高配当株 50	日経平均高配当株 50 指数(トータルリターン)	0.1650%
	532A New	NZAM 上場投信 TOPIX 高配当 40	配当込み TOPIX 高配当 40 指数	0.1650%
外国株式	2086	NZAM 上場投信 S&P500 (為替ヘッジあり)	S&P500 指数 (配当込み、TTM、円建て、円ヘッジ)	0.0770%
	2087	NZAM 上場投信 NASDAQ100 (為替ヘッジあり)	NASDAQ100 指数 (配当込み、円ヘッジベース)	0.2200%
	2088	NZAM 上場投信 NY ダウ 30 (為替ヘッジあり)	ダウ・ジョーンズ工業株価平均 (配当込み、TTM、円建て、円ヘッジ)	0.2750%
	2089	NZAM 上場投信 DAX (為替ヘッジあり)	DAX 指数 (配当込み、円ヘッジベース)	0.1980%
	533A New	NZAM 上場投信 S&P500 (為替ヘッジなし)	S&P500 指数 (配当込み、当社円換算ベース)	0.0660%
	534A New	NZAM 上場投信 NASDAQ100 (為替ヘッジなし)	NASDAQ100 指数 (配当込み、当社円換算ベース)	0.1100%
	535A New	NZAM 上場投信 DAX (為替ヘッジなし)	DAX 指数 (配当込み、当社円換算ベース)	0.1980%
	536A New	NZAM 上場投信 先進国株式 (MSCI-KOKUSAI) (為替ヘッジなし)	MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、当社円換算ベース)	0.1650%
	537A New	NZAM 上場投信 全世界株式 (MSCI ACWI) (為替ヘッジなし)	MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス (配当込み、当社円換算ベース)	0.0858%
外国債券	2090	NZAM 上場投信 米国国債 7-10 年 (為替ヘッジあり)	Bloomberg 米国国債 7-10 年指数 (為替ヘッジあり・円ベース)	0.1430%
	2091	NZAM 上場投信 ドイツ国債 7-10 年 (為替ヘッジあり)	Bloomberg ドイツ国債 7-10 年指数 (為替ヘッジあり・円ベース)	0.1210%
	2092	NZAM 上場投信 フランス国債 7-10 年 (為替ヘッジあり)	Bloomberg フランス国債 7-10 年指数 (為替ヘッジあり・円ベース)	0.1210%
	538A New	NZAM 上場投信 米国国債 7-10 年 (為替ヘッジなし)	Bloomberg 米国国債 7-10 年指数 (当社円換算ベース)	0.1320%
	539A New	NZAM 上場投信 海外債券 (FTSE WGBI 除く日本) (為替ヘッジなし)	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、当社円換算ベース)	0.1320%
リート	1595	NZAM 上場投信 東証 REIT 指数	配当込み東証 REIT 指数	0.1595%
	2527	NZAM 上場投信 東証 REIT Core 指数	配当込み東証 REIT Core 指数	0.1595%
	530A New	NZAM 上場投信 東証 REIT 指数 (2・5・8・11 月決算型)	配当込み東証 REIT 指数	0.1595%

# NZAM 上場投信 東証REIT指数 (2・5・8・11月決算型)

追加型投信 / 国内 / 不動産投信 / ETF / インデックス型

## 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の概況

設立年月日	資本金	運用する投資信託財産の合計純資産総額
1993年9月28日	14億66百万円	3兆6,908億円

(資本金と純資産総額は、2025年11月末現在)

## 商品分類及び属性区分表

### 商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
追加型投信	国内	不動産投信	ETF	インデックス型

### 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
不動産投信	年4回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	その他 (配当込み東証REIT指数)

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会 のホームページ <https://www.toushin.or.jp/> をご覧ください。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

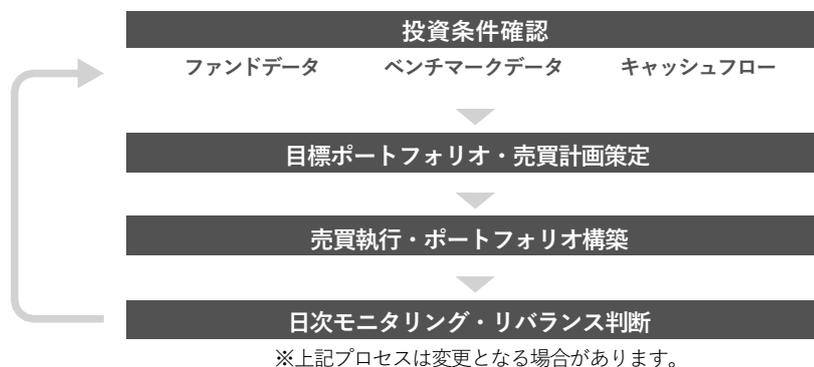
この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を配当込み東証REIT指数の変動率に一致させることを目的とします。

### ファンドの特色

配当込み東証REIT指数の動きに連動する投資成果をめざし、東証REIT指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（不動産投資信託指数先物取引等を利用することを含みます。）があります。

<運用プロセスのイメージ図>



## 東証REIT指数

- 東証REIT指数は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託証券の全銘柄を対象として算出した指数です。J P X 総研が算出・公表しています。

### 指数の著作権等について

- ・「東証REIT指数」および「配当込み東証REIT指数」（以下「各指数」）の指数値および各指数に係る標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など各指数に関するすべての権利・ノウハウおよび各指数に係る標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。
- ・ J P X は、各指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、各指数の指数値の算出もしくは公表の停止または各指数に係る標章または商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ・ J P X は、各指数の指数値および各指数に係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の各指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・ J P X は、各指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P X は、各指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・ 当ファンドは、J P X により提供、保証または販売されるものではありません。
- ・ J P X は、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・ J P X は、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズを各指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ・ 以上の項目に限らず、J P X は当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

## 1 受益権が上場されます

受益権を東京証券取引所に上場（2026年3月19日上場予定）しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、1口です。
- ・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

## 2 取得申込みは有価証券により行われます

受益権の取得申込者は、取得時の「ユニット」を単位として、有価証券による取得申込みを行うことができます。

※「ユニット」とは、受益権取得時に適用される不動産投資信託証券のポートフォリオで、対象指数に連動すると委託会社が想定するもので、委託会社が指定します。

原則として、所定の方法に定められている場合を除き、金銭によって受益権の取得申込みを行うことはできません。

## 3 受益権と引き換えに有価証券を交付（交換）します

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する投資信託財産中の有価証券との交換を請求することができます。

通常の投資信託における換金手続きの解約申込みにより、受益権を換金することはできません。

### 主な投資制限

- 不動産投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行いません。

### 分配方針

毎計算期間末（毎年2月、5月、8月、11月の各15日）に、経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、不動産投資信託証券など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**投資者（受益者）の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。**
- **ファンドの運用による損益は、すべて投資者（受益者）の皆様には帰属します。**
- **投資信託は、預貯金と異なります。**
- 主な変動要因は以下の通りです。

#### 価格変動リスク

一般に、不動産投資信託証券は不動産市況（価格、賃料、稼働率等）や金利の変動、関係法令・規制、国内外の景気、政治、経済、社会情勢、災害等の影響を受け、また、不動産投資信託証券の収益や財務内容の変化を反映して価格が大きく変動します。

ファンドに組入れている不動産投資信託証券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象指数の動きと乖離が生じます。
  1. 対象指数の構成銘柄異動や個別銘柄の資本移動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
  2. 組入銘柄の分配金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
  3. 対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
  4. 対象指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
  5. 先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
  6. 信託報酬等のコスト負担があること
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

## リスク管理体制

### ■ フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

### ■ ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、投資者（受益者）の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。

お申込メモ

取得単位	1ユニット以上1ユニット単位 「ユニット」：受益権取得時に適用される不動産投資信託証券のポートフォリオで、対象指数に連動すると委託会社が想定するもの。
ポートフォリオの提示	委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、申込ユニット数に応じた現物不動産投資信託証券のポートフォリオを販売会社に提示します。
取得価額	取得申込受付日の基準価額（100口あたり）
取得方法	追加設定は有価証券により行います。
払込期日	販売会社が指定する日までに販売会社が指定する方法で引き渡してください。
当初元本	1口当たり2,000円
受益権の交換	2026年4月20日以降、受益権と有価証券との交換ができます。
交換単位	委託会社が定める一定口数の整数倍
交換価額	交換申込受付日の基準価額（100口あたり）
交換期日	原則として、交換申込受付日から起算して3営業日目から振替機関等の口座に交換申込を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受け付けた申込みを当日分とします。（申込みがこの時間を経過した場合は翌営業日の受付となります。）
取得の申込期間	当初申込期間：2026年3月16日から2026年3月17日 継続申込期間：2026年3月18日から2027年5月14日 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	次の期日または期間における、取得、交換の各申込については、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、取得、交換の各申込の受付を行うことができます。 <b>&lt;取得・交換申込の受け付けの停止&gt;</b> ・（取得のみ）対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内 ・（交換のみ）対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々前営業日 ・対象指数の銘柄変更実施日および銘柄口数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内 ・計算期間終了日の3営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内） ・この信託が終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 ・対象指数の構成銘柄の投資口の併合、分割等に際し、委託会社が、投資方針に沿った運用を行うために必要と判断する期間 ・委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
取得・交換制限	委託会社は、発行会社等による大口の取得・交換の申込に対し、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。
取得・交換申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得・交換の申込の受付の中止、取消しまたはその両方を行うことができます。
信託期間	無期限（2026年3月18日設定）
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象指数が廃止された場合等には、信託を終了（繰上償還）させます。 ・2029年5月15日以降の受益権総口数が50万口を下回るようになった場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年2月、5月、8月、11月の各15日（初回決算日は2026年8月15日）
収益分配	年4回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	1兆円に相当する有価証券および金銭
公告	委託会社が投資者（受益者）に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度は適用されません。 ※上記は2025年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。

## ファンドの費用・税金

### ■ ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

取得時手数料	販売会社が個別に定める額 取得時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	ありません。
交換時手数料	販売会社が個別に定める額 交換時手数料は、ファンドの交換等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>委託会社および受託会社の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の<b>1. の額に2. の額を加算して得た額</b>とします。</p> <p>1. 投資信託財産の純資産総額に<b>年率 0.1595% (税抜 0.145%)</b>以内の率を乗じて得た額とします。その配分については下記のとおり（税抜）とします。</p> <table border="1" data-bbox="430 940 1117 1142"> <tr> <td rowspan="2">内訳 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年 0.12%</td> <td>ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年 0.025%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table> <p>2. 投資信託財産に属する不動産投資信託証券の貸付に係る品貸料（貸付投資信託証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に<b>55% (税抜 50%)</b>以内の率を乗じて得た額。</p> <p>ただし、不動産投資信託証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に<b>55% (税抜 50%)</b>以内の率を乗じて得た額とします。なお、委託会社と受託会社の配分は<b>4 : 1</b>とします。</p> <p>毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。</p> <p>※ファンドが投資対象とする不動産投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示していません。</p>	内訳 (税抜)	委託会社	年 0.12%	ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価	受託会社	年 0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	<p>信託報酬＝運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p>
	内訳 (税抜)		委託会社	年 0.12%	ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価				
受託会社		年 0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価						
その他の費用 ・手数料	<p><b>受益権の上場にかかる費用</b></p> <p>受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権の上場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。</p> <p>2026年2月26日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、<b>0.00825% (税抜 0.0075%)</b>。</li> <li>・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、<b>最大 0.00825% (税抜 0.0075%)</b>。</li> </ul> <p><b>対象指数の商標の使用料</b></p> <p>対象指数の商標の使用料ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。2026年2月26日現在、対象指数の商標の使用料は投資信託財産の純資産総額に、<b>年 0.033% (税抜0.030%)</b>以内の率を乗じて得た額。</p> <p>有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等はその都度投資信託財産中から支払われます。</p> <p>※運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>	<p>左記の委託会社および受託会社の報酬についても、各々上記の対価として支払われます。</p>							

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ■ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目		税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税	収益分配金に対して20.315%
売却時及び交換時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税	売却時及び交換時の差益（譲渡益） に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受け取り方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2025年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ■ 参考情報：ファンドの総経費率

有価証券届出書提出日現在（2026年2月26日現在）、ファンドは運用を開始していないため、参考情報として記載する該当事項はありません。

# NZAM 上場投信

## 日経平均高配当株50

追加型投信 / 国内 / 株式 / ETF / インデックス型

## 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の概況

設立年月日	資本金	運用する投資信託財産の合計純資産総額
1993年9月28日	14億66百万円	3兆6,908億円

(資本金と純資産総額は、2025年11月末現在)

## 商品分類及び属性区分表

### 商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
追加型投信	国内	株式	ETF	インデックス型

### 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式（一般）	年2回	日本	その他 （日経平均高配当株50指数 （トータルリターン））

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会 のホームページ <https://www.toushin.or.jp/> をご覧ください。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

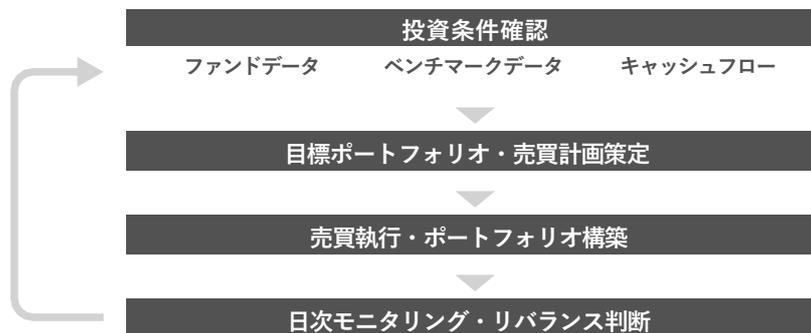
この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を日経平均高配当株50指数（トータルリターン）の変動率に一致させることを目的とします。

### ファンドの特色

日経平均高配当株50指数（トータルリターン）の動きに連動する投資成果をめざし、日経平均高配当株50指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式を主要投資対象とします。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

<運用プロセスのイメージ図>



※上記プロセスは変更となる場合があります。

## 日経平均高配当株50指数

- 日経平均高配当株50指数（トータルリターン）は、日経平均株価の構成銘柄のうち、予想配当利回りの高い原則50銘柄で構成される株価指数です。各銘柄の組入比率は、予想配当利回りおよび流動性を加味して決定します。

### 指数の著作権等について

- ・ 「日経平均高配当株50指数」及び「日経平均高配当株50指数（トータルリターン）」（以下「各指数」という。）は、株式会社日本経済新聞社（以下「日本経済新聞社」という。）によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、日本経済新聞社は各指数自体及び各指数を算出する手法、さらには、各指数の構成銘柄の基礎となる「日経平均株価」に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ・ 各指数を対象とする「NZAM 上場投信 日経平均高配当株50」は、投資信託委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、その運用及び「NZAM 上場投信 日経平均高配当株50」の取引に関して、日本経済新聞社は一切の義務ないし責任を負いません。
- ・ 日本経済新聞社は、各指数及び日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- ・ 日本経済新聞社は、各指数及び日経平均株価の計算方法、その他各指数の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

## 1 受益権が上場されます

受益権を東京証券取引所に上場（2026年3月19日上場予定）しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、1口です。
- ・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

## 2 取得申込みは有価証券により行われます

受益権の取得申込者は、取得時の「ユニット」を単位として、有価証券による取得申込みを行うことができます。

※「ユニット」とは、受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、対象指数に連動すると委託会社が想定するもので、委託会社が指定します。

原則として、所定の方法に定められている場合を除き、金銭によって受益権の取得申込みを行うことはできません。

## 3 受益権と引き換えに有価証券を交付（交換）します

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する投資信託財産中の有価証券との交換を請求することができます。

通常の投資信託における換金手続きの解約申込みにより、受益権を換金することはできません。

### 主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行いません。

### 分配方針

毎計算期間末（毎年5月、11月の各15日）に、経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、投資者（受益者）の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。
- ファンドの運用による損益は、すべて投資者（受益者）の皆様には帰属します。
- 投資信託は、預貯金と異なります。
- 主な変動要因は以下の通りです。

#### 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。

ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象指数の動きと乖離が生じます。
  1. 対象指数の構成銘柄異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
  2. 追加設定の一部が金銭にて行われた場合、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
  3. 対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
  4. 個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができない場合
  5. 先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
  6. 信託報酬等のコスト負担があること
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

## リスク管理体制

### ■ フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

### ■ ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、投資者（受益者）の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。

お申込メモ

取得単位	1ユニット以上1ユニット単位 「ユニット」：受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、対象指数に連動すると委託会社が想定するもの。
ポートフォリオの提示	委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、申込ユニット数に応じた現物株式のポートフォリオを販売会社に提示します。
取得価額	取得申込受付日の基準価額（100口あたり）
取得方法	追加設定は有価証券により行います。
払込期日	販売会社が指定する日までに販売会社が指定する方法で引き渡しください。
当初元本	1口当たり2,000円
受益権の交換	2026年4月20日以降、受益権と株式との交換ができます。
交換単位	委託会社が定める一定口数の整数倍
交換価額	交換申込受付日の基準価額（100口あたり）
交換期日	原則として、交換申込受付日から起算して3営業日目から振替機関等の口座に交換申込を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受け付けた申込みを当日分とします。ただし、取得、交換の各申込者が、対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合は午後2時30分までとします。（申込みがこの時間を経過した場合は翌営業日の受付となります。）
取得の申込期間	当初申込期間：2026年3月16日から2026年3月17日 継続申込期間：2026年3月18日から2027年3月2日 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	次の期日または期間における、取得、交換の各申込については、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、取得、交換の各申込の受付を行うことができます。 <b>&lt;取得・交換申込の受け付けの停止&gt;</b> ・（取得のみ）対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内 ・（交換のみ）対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 ・対象指数の銘柄変更実施日および銘柄両株数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内 ・対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日ならびに存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日 ・計算期間終了日の3営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内） ・当ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 ・委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
取得・交換制限	委託会社は、発行会社等による大口の取得・交換の申込に対し、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。
取得・交換申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得・交換の申込の受付の中止、取消しまたはその両方を行うことができます。
信託期間	無期限（設定日：2026年3月18日）
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象指数が廃止された場合等には、信託を終了（繰上償還）させます。 ・2029年5月15日以降の受益権総口数が50万口を下回るようになった場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年5月、11月の各15日（初回決算日は2026年11月15日）
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	1兆円に相当する有価証券および金銭
公告	委託会社が投資者（受益者）に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。
課税関係	課税上は特定株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度が適用されます。 ※上記は2025年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。

## ファンドの費用・税金

### ■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用										
取得時手数料	販売会社が個別に定める額 取得時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。									
信託財産留保額	ありません。									
交換時手数料	販売会社が個別に定める額 交換時手数料は、ファンドの交換等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。									
投資者が信託財産で間接的に負担する費用										
運用管理費用 (信託報酬)	<p>委託会社および受託会社の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みません。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の<b>1. の額に2. の額を加算して得た額</b>とします。</p> <p>1. 投資信託財産の純資産総額に<b>年率 0.165%（税抜 0.150%）</b>以内の率を乗じて得た額とします。その配分については下記のとおり（税抜）とします。</p> <table border="1" data-bbox="438 1019 1093 1220"> <tr> <td rowspan="2">内訳 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年 0.125%</td> <td>ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年 0.025%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table> <p>2. 投資信託財産に属する株式の貸付に係る品貸料（貸付株式から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に<b>55%（税抜 50%）</b>以内の率を乗じて得た額。</p> <p>ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に<b>55%（税抜 50%）</b>以内の率を乗じて得た額とします。なお、委託会社と受託会社の配分は<b>4：1</b>とします。</p> <p>毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。</p>		内訳 (税抜)	委託会社	年 0.125%	ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価	受託会社	年 0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	<p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p>
	内訳 (税抜)	委託会社		年 0.125%	ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価					
		受託会社	年 0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価						
その他の費用 ・ 手数	<p><b>受益権の上場にかかる費用</b></p> <p>受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権の上場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。2026年2月26日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、<b>0.00825%（税抜 0.0075%）</b>。</li> <li>・ 年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、<b>最大 0.00825%（税抜 0.0075%）</b>。</li> </ul> <p><b>対象指数の商標の使用料</b></p> <p>対象指数の商標の使用料ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は投資信託財産中から支払われます。2026年2月26日現在、対象指数の商標の使用料は投資信託財産の純資産総額に、<b>年 0.055%（税抜0.050%）以内</b>の率を乗じて得た額。</p> <p>有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等はその都度投資信託財産中から支払われます。</p> <p>※運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>		<p>左記の委託会社および受託会社の報酬についても、各々上記の対価として支払われます。</p>							

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ■ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目		税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税	収益分配金に対して20.315%
売却時及び交換時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税	売却時及び交換時の差益（譲渡益） に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受け取り方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2025年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ■ 参考情報：ファンドの総経費率

有価証券届出書提出日現在（2026年2月26日現在）、ファンドは運用を開始していないため、参考情報として記載する該当事項はありません。

# NZAM 上場投信 TOPIX 高配当 40

追加型投信 / 国内 / 株式 / ETF / インデックス型

## 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の概況

設立年月日	資本金	運用する投資信託財産の合計純資産総額
1993年9月28日	14億66百万円	3兆6,908億円

(資本金と純資産総額は、2025年11月末現在)

## 商品分類及び属性区分表

### 商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
追加型投信	国内	株式	ETF	インデックス型

### 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式（一般）	年2回	日本	その他 (配当込みTOPIX 高配当40 指数)

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会 のホームページ <https://www.toushin.or.jp/> をご覧ください。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

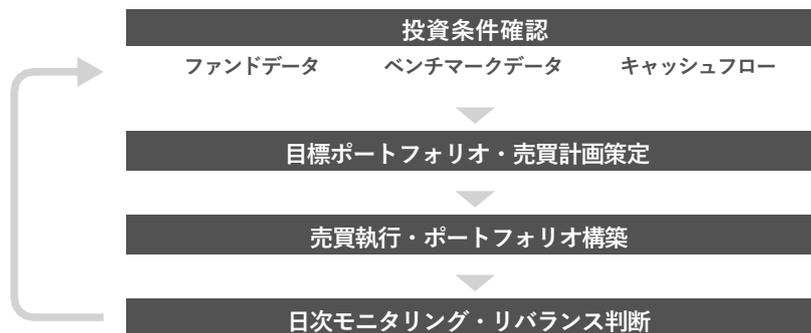
この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を配当込みTOPIX 高配当40 指数の変動率に一致させることを目的とします。

### ファンドの特色

配当込みTOPIX 高配当40 指数の動きに連動する投資成果をめざし、TOPIX 高配当40 指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式を主要投資対象とします。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

<運用プロセスのイメージ図>



※上記プロセスは変更となる場合があります。

## TOPIX高配当40指数

- TOPIX高配当40指数は、TOPIX100の構成銘柄のうち、直近の実績配当利回りが相対的に高い40銘柄で構成される時価総額加重方式の株価指数です。

### 指数の著作権等について

- ・「TOPIX高配当40指数」および「配当込みTOPIX高配当40指数」（以下「各指数」）の指数値および各指数に係る標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など各指数に関するすべての権利・ノウハウおよび各指数に係る標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。
- ・J P Xは、各指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、各指数の指数値の算出もしくは公表の停止または各指数に係る標章または商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ・J P Xは、各指数の指数値および各指数に係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の各指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・J P Xは、各指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P Xは、各指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・当ファンドは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ・J P Xは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・J P Xは、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズを各指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ・以上の項目に限らず、J P Xは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

## 1 受益権が上場されます

受益権を東京証券取引所に上場（2026年3月19日上場予定）しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、1口です。
- ・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

## 2 取得申込みは有価証券により行われます

受益権の取得申込者は、取得時の「ユニット」を単位として、有価証券による取得申込みを行うことができます。

※「ユニット」とは、受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、対象指数に連動すると委託会社が想定するもので、委託会社が指定します。

原則として、所定の方法に定められている場合を除き、金銭によって受益権の取得申込みを行うことはできません。

## 3 受益権と引き換えに有価証券を交付（交換）します

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する投資信託財産中の有価証券との交換を請求することができます。

通常の投資信託における換金手続きの解約申込みにより、受益権を換金することはできません。

### 主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行いません。

### 分配方針

毎計算期間末（毎年4月、10月の各15日）に、経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、投資者（受益者）の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。
- ファンドの運用による損益は、すべて投資者（受益者）の皆様には帰属します。
- 投資信託は、預貯金と異なります。
- 主な変動要因は以下の通りです。

#### 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。

ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象指数の動きと乖離が生じます。
  1. 対象指数の構成銘柄異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
  2. 追加設定の一部が金銭にて行われた場合、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
  3. 対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
  4. 対象指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
  5. 先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
  6. 信託報酬等のコスト負担があること
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

## リスク管理体制

### ■ フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

### ■ ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、投資者（受益者）の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。

お申込メモ

取得単位	1ユニット以上1ユニット単位 「ユニット」：受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、対象指数に連動すると委託会社が想定するもの。
ポートフォリオの提示	委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、申込ユニット数に応じた現物株式のポートフォリオを販売会社に提示します。
取得価額	取得申込受付日の基準価額（100口あたり）
取得方法	追加設定は有価証券により行います。
払込期日	販売会社が指定する日までに販売会社が指定する方法で引き渡しください。
当初元本	1口当たり2,000円
受益権の交換	2026年4月20日以降、受益権と株式との交換ができます。
交換単位	委託会社が定める一定口数の整数倍
交換価額	交換申込受付日の基準価額（100口あたり）
交換期日	原則として、交換申込受付日から起算して3営業日目から振替機関等の口座に交換申込を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受け付けた申込みを当日分とします。ただし、取得、交換の各申込者が、対象指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合は午後2時30分までとします。（申込みがこの時間を経過した場合は翌営業日の受付となります。）
取得の申込期間	当初申込期間：2026年3月16日から2026年3月17日 継続申込期間：2026年3月18日から2027年1月29日 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	次の期日または期間における、取得、交換の各申込については、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、取得、交換の各申込の受付を行うことができます。 <b>&lt;取得・交換申込の受付の停止&gt;</b> ・（取得のみ）対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内 ・（交換のみ）対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 ・対象指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々前営業日から起算して3営業日以内 ・対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日ならびに継続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日 ・計算期間終了日の3営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内） ・当ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 ・委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
取得・交換制限	委託会社は、発行会社等による大口の取得・交換の申込に対し、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。
取得・交換申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得・交換の申込の受付の中止、取消しまたはその両方を行うことができます。
信託期間	無期限（設定日：2026年3月18日）
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象指数が廃止された場合等には、信託を終了（繰上償還）させます。 ・2029年4月15日以降の受益権総口数が50万口を下回ることとなった場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年4月、10月の各15日（初回決算日は2026年10月15日）
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	1兆円に相当する有価証券および金銭
公告	委託会社が投資者（受益者）に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。
課税関係	課税上は特定株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度が適用されます。 ※上記は2025年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。

## ファンドの費用・税金

### ■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用										
取得時手数料	販売会社が個別に定める額 取得時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。									
信託財産留保額	ありません。									
交換時手数料	販売会社が個別に定める額 交換時手数料は、ファンドの交換等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。									
投資者が信託財産で間接的に負担する費用										
運用管理費用 (信託報酬)	<p>委託会社および受託会社の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みません。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の<b>1. の額に2. の額を加算して得た額</b>とします。</p> <p>1. 投資信託財産の純資産総額に<b>年率 0.165%（税抜 0.150%）</b>以内の率を乗じて得た額とします。その配分については下記のとおり（税抜）とします。</p> <table border="1" data-bbox="438 1014 1098 1216"> <tr> <td rowspan="2">内訳 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年 0.125%</td> <td>ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年 0.025%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table> <p>2. 投資信託財産に属する株式の貸付に係る品貸料（貸付株式から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に<b>55%（税抜 50%）</b>以内の率を乗じて得た額。</p> <p>ただし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に<b>55%（税抜 50%）</b>以内の率を乗じて得た額とします。なお、委託会社と受託会社の配分は<b>4：1</b>とします。</p> <p>毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。</p>		内訳 (税抜)	委託会社	年 0.125%	ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価	受託会社	年 0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	<p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p>
	内訳 (税抜)	委託会社		年 0.125%	ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価					
		受託会社	年 0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価						
その他の費用 ・手数料	<p><b>受益権の上場にかかる費用</b></p> <p>受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権の上場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。2026年2月26日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、<b>0.00825%（税抜 0.0075%）</b>。</li> <li>・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、<b>最大 0.00825%（税抜 0.0075%）</b>。</li> </ul> <p><b>対象指数の商標の使用料</b></p> <p>対象指数の商標の使用料ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は投資信託財産中から支払われます。2026年2月26日現在、対象指数の商標の使用料は投資信託財産の純資産総額に、<b>年 0.066%（税抜0.06%）</b>以内の率を乗じて得た額。（ただし年間最低額は220万円（税抜200万円））</p> <p>有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等はその都度投資信託財産中から支払われます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>		<p>左記の委託会社および受託会社の報酬についても、各々上記の対価として支払われます。</p>							

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ■ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目		税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税	収益分配金に対して20.315%
売却時及び交換時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税	売却時及び交換時の差益（譲渡益） に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受け取り方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2025年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ■ 参考情報：ファンドの総経費率

有価証券届出書提出日現在（2026年2月26日現在）、ファンドは運用を開始していないため、参考情報として記載する該当事項はありません。

# NZAM 上場投信 S&P500 (為替ヘッジなし)

追加型投信 / 海外 / 株式 / ETF / インデックス型

## 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の概況

設立年月日	資本金	運用する投資信託財産の合計純資産総額
1993年9月28日	14億66百万円	3兆6,908億円

(資本金と純資産総額は、2025年11月末現在)

## 商品分類及び属性区分表

### 商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
追加型投信	海外	株式	ETF	インデックス型

### 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
その他資産 〔投資信託証券： 株式（一般）〕	年2回	北米	ファミリーファンド	なし	その他 (S&P500指数（配当込み、 当社円換算ベース）)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ <https://www.toushin.or.jp/> をご覧ください。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

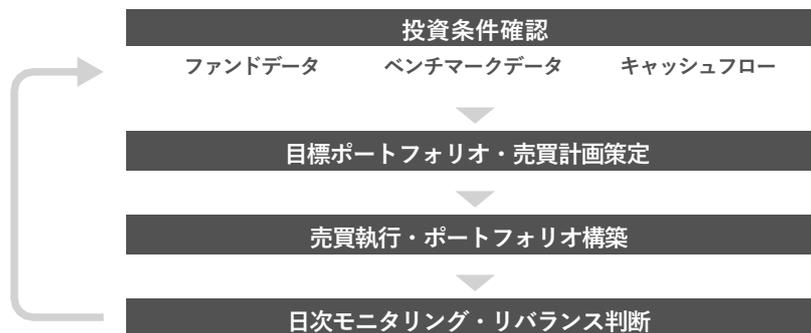
この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をS&P500指数（配当込み、当社円換算ベース）の変動率に一致させることを目的とします。

### ファンドの特色

米国の株式を主要投資対象とし、S&P500指数（配当込み、当社円換算ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

<運用プロセスのイメージ図>



※上記プロセスは変更となる場合があります。

### S&P500指数

- S&P500指数は、投資情報会社であるS&Pダウ・ジョーンズインデックス社が算出している米国の代表的な株式指数です。
- 米国の証券取引所等に上場等している代表的な約500銘柄の株価を基に算出しています。
- S&P500指数に採用されている銘柄の時価総額は、米国の株式市場全体の約80%をカバーしており、米国経済の動向を示す代表的な指標として知られています。
- S&P500指数（配当込み、当社円換算ベース）は、S&P500指数（米ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。
- 円換算の計算においては、原則としてわが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値（TTM）を使用します。

#### 指数の著作権等について

S&P500®（以下「S&P500指数」といいます。）はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社による使用のためにライセンス供与されています。S&P®、S&P 500®、SPX®、SPY®、US 500™、The 500™、iBoxx®、iTraxx®、およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社（「S&P」）の商標であり、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標はSPDJIによる使用のためにライセンス供与されており、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社により特定の目的でサブライセンスされています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それぞれの関連会社によって後援、または販売されているものではなく、これらの当事者は、いずれも当該商品への投資の是非について表明するものではなく、S&P500指数の誤り、脱落、または中断について一切の責任を負いません。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※当ファンドは、S&P500インデックス・マザーファンドを通じて投資を行います。

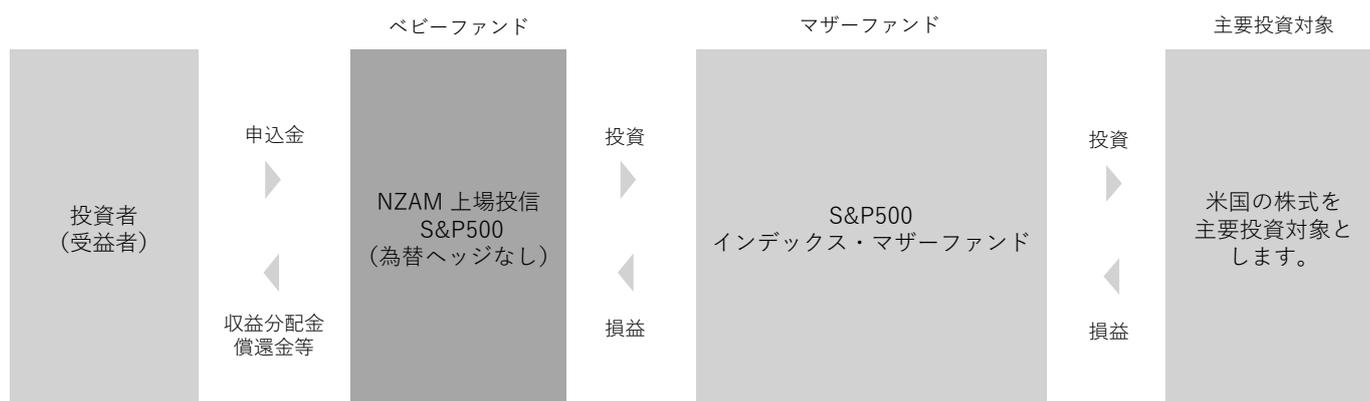
当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

受益権を東京証券取引所に上場（2026年3月19日上場予定）しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・ 売買単位は、1口単位です。
  - ・ 売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
  - ・ 取引方法は、原則として株式と同様です。
- ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に米国の株式（DR（預託証券））を含みます。）に投資を行います。ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド（親投資信託）」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する仕組みのことです。一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。



## 主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## 分配方針

毎計算期間末（毎年4月、10月の各15日）に経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に値動きのある有価証券等を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**投資者（受益者）の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。**
- **ファンドの運用による損益は、すべて投資者（受益者）の皆様には帰属します。**
- **投資信託は、預貯金と異なります。**
- 主な変動要因は以下の通りです。

#### 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。

ファンドに組入れている株式の価格が下落（上昇）した場合には、ファンドの基準価額が下落（上昇）する要因となります。

#### 為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受けます。このため外国為替相場が外貨建通貨の当該通貨に対して円高（円安）となった場合には、ファンドの基準価額が下落（上昇）する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象指数の動きと乖離が生じます。
  1. 対象指数の構成銘柄異動、その他一部の解約の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
  2. 対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
  3. 個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
  4. 先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
  5. 信託報酬等のコスト負担があること
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

## リスク管理体制

### ■ フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

### ■ ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、投資者（受益者）の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

お申込メモ

購入単位	5,000口以上5,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口あたり2,000円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額（ファンドの基準価額は100口あたりで表示されます。）
購入代金	販売会社が定める期日までに販売会社が指定する方法でお支払いください。
当初元本	1口あたり2,000円
換金単位	5,000口以上5,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	当初申込期間：2026年3月16日から2026年3月17日 継続申込期間：2026年3月18日から2027年1月29日 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	次の期日または期間における、購入、換金の各申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入、換金の各お申込みの受付を行うことができます。 <b>&lt;購入申込の受付の停止&gt;</b> 1. ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 3. ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4. 委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合 <b>&lt;換金申込の受付の停止&gt;</b> 1. ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 3. ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4. 委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
購入・換金制限	信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の購入・換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、購入・換金の申込みの受付の中止、取消しまたはその両方を行うことができます。
信託期間	無期限（設定日：2026年3月18日設定）
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象指数が廃止された場合等には、信託を終了（繰上償還）させます。 ・2029年4月15日以降の受益権総口数が50万口を下回ることとなった場合などには、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年4月、10月の各15日（初回決算日は2026年10月15日）
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	1兆円
公告	委託会社が投資者（受益者）に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2025年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。

## ファンドの費用・税金

### ■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用										
購入時手数料	販売会社が個別に定める額 購入時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。									
信託財産留保額	ありません。									
換金時手数料	販売会社が個別に定める額 換金時手数料は、ファンドの換金等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。									
投資者が信託財産で間接的に負担する費用										
運用管理費用 (信託報酬)	<p>委託会社および受託会社の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の<b>1. の額に2. の額を加算して得た額</b>とします。</p> <p>1. 投資信託財産の純資産総額に<b>年率0.066%（税抜0.06%）</b>以内の率を乗じて得た額とします。その配分については下記のとおり（税抜）とします。</p> <table border="1" data-bbox="438 1014 1098 1211"> <tr> <td rowspan="2">内訳 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年 0.04%</td> <td>ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年 0.02%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table> <p>2. 投資信託財産に属する有価証券の貸付に係る品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額（貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に<b>55%（税抜50%）</b>以内の率を乗じて得た額。</p> <p>ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に<b>55%（税抜50%）</b>以内の率を乗じて得た額とします。なお、委託会社と受託会社の配分は<b>4：1</b>とします。</p> <p>毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。</p>		内訳 (税抜)	委託会社	年 0.04%	ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価	受託会社	年 0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	<p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p>
	内訳 (税抜)	委託会社		年 0.04%	ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価					
		受託会社	年 0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価						
その他の費用 ・手数料	<p><b>受益権の上場にかかる費用</b></p> <p>受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権の上場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。</p> <p>2026年2月26日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、<b>0.00825%（税抜0.0075%）</b>。</li> <li>・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、<b>最大0.00825%（税抜0.0075%）</b>。</li> </ul>									
	<p><b>対象指数の商標の使用料</b></p> <p>対象指数の商標の使用料ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は投資信託財産中から支払われます。</p> <p>2026年2月26日現在、対象指数の商標の使用料は投資信託財産の純資産総額に、<b>年0.05%以内</b>の率を乗じて得た額。</p> <p>有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用、監査報酬等はその都度投資信託財産中から支払われます。</p> <p>※運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>									

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ■ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金	
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税	収益分配金に対して20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税	換金（解約）時及び償還時の差益 （譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受け取り方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2025年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ■ 参考情報：ファンドの総経費率

有価証券届出書提出日現在（2026年2月26日現在）、ファンドは運用を開始していないため、参考情報として記載する該当事項はありません。

# NZAM 上場投信 NASDAQ100 (為替ヘッジなし)

追加型投信 / 海外 / 株式 / ETF / インデックス型

## 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の概況

設立年月日	資本金	運用する投資信託財産の合計純資産総額
1993年9月28日	14億66百万円	3兆6,908億円

(資本金と純資産総額は、2025年11月末現在)

## 商品分類及び属性区分表

### 商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
追加型投信	海外	株式	ETF	インデックス型

### 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
その他資産 〔投資信託証券： 株式（一般）〕	年2回	北米	ファミリーファンド	なし	その他 (NASDAQ100指数 (配当込み、当社円換算 ベース))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ <https://www.toushin.or.jp/> をご覧ください。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

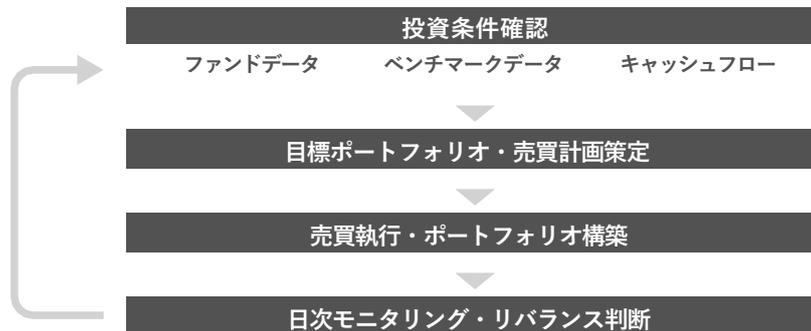
この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をNASDAQ100指数（配当込み、当社円換算ベース）の変動率に一致させることを目的とします。

### ファンドの特色

米国の株式を主要投資対象とし、NASDAQ100指数（配当込み、当社円換算ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

<運用プロセスのイメージ図>



※上記プロセスは変更となる場合があります。

## NASDAQ100指数

- NASDAQ100指数は、米国のNASDAQ上場銘柄のうち、時価総額の大きい非金融100銘柄を対象に算出される株価指数です。
- NASDAQ100指数（配当込み、当社円換算ベース）は、NASDAQ100指数（米ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。
- 円換算の計算においては、原則としてわが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値（TTM）を使用します。

### 指数の著作権等について

「NZAM 上場投信 NASDAQ100（為替ヘッジなし）（以下「当ファンド」）」は、Nasdaq, Inc.およびその関連会社（以下「Nasdaq社」）によって、支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。Nasdaq社は、当ファンドの合法性もしくは適合性について、または当ファンドに関する説明および開示の正確性または妥当性について認定するものではありません。Nasdaq社は、当ファンドの受益者または公衆一般のいかなる者に対しても、一般的な有価証券投資または当ファンドへの投資の妥当性、Nasdaq-100 Notional Net Total Return™（以下「当インデックス」）の一般的な株式市況へのパフォーマンスの追跡可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明または保証するものではありません。Nasdaq社と農林中金全共連アセットマネジメント株式会社（以下「当社」）との関係は、Nasdaq®および当インデックスの登録商標ならびにNasdaq社の一定の商号の使用を許諾すること、ならびに当社または当ファンドとは無関係に、Nasdaq社が決定、構築および算出を行う当インデックスの使用を許諾することに限られます。Nasdaq社は、当インデックスの決定、構成、または算出する際に、当社または当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Nasdaq社は、当ファンドの発行に関してその時期、価格もしくはその数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与していません。Nasdaq社は、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関連して一切の責任を負いません。Nasdaq社は、当インデックスまたはそれに含まれるデータの正確性および中断されていない算出を保証しません。Nasdaq社は、当インデックスまたはそれに含まれるデータの利用により、当社、当ファンドの受益者またはその他のいかなる者もしくは組織に生じた結果について、明示的か黙示的かを問わず、何ら保証するものではありません。Nasdaq社は、明示的か黙示的かを問わず何らの保証も行わず、当インデックスまたはそれに含まれるデータに関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、Nasdaq社はいかなる逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは必然的損害や損失について、たとえ当該損害等の可能性について通知されていたとしても、何らの責任を負いません。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※当ファンドは、NASDAQ100インデックス・マザーファンドを通じて投資を行います。

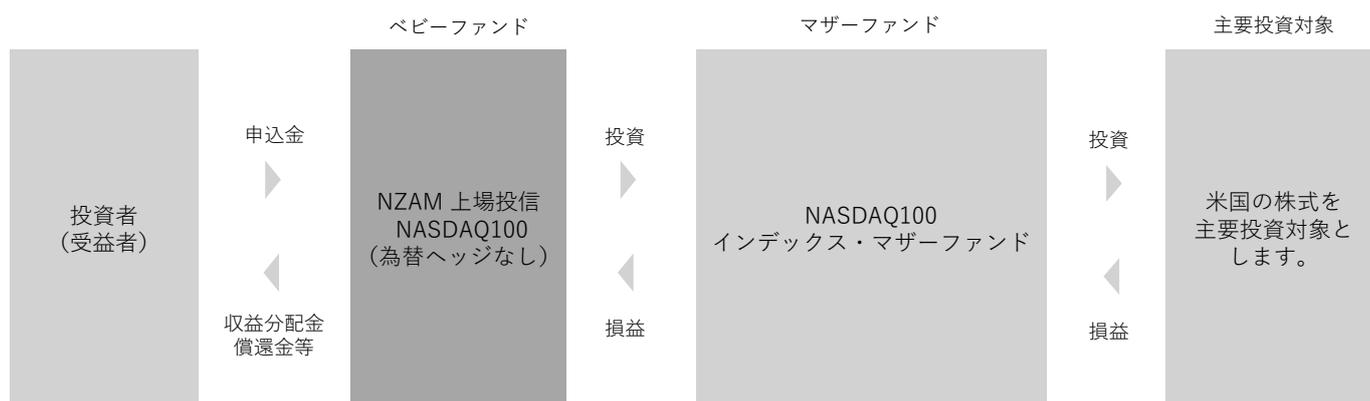
当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

受益権を東京証券取引所に上場（2026年3月19日上場予定）しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・ 売買単位は、1口単位です。
  - ・ 売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
  - ・ 取引方法は、原則として株式と同様です。
- ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に米国の株式（DR（預託証券））を含みます。）に投資を行います。ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド（親投資信託）」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する仕組みのことです。一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。



## 主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## 分配方針

毎計算期間末（毎年4月、10月の各15日）に経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に値動きのある有価証券等を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**投資者（受益者）の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。**
- **ファンドの運用による損益は、すべて投資者（受益者）の皆様には帰属します。**
- **投資信託は、預貯金と異なります。**
- 主な変動要因は以下の通りです。

#### 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。

ファンドに組入れている株式の価格が下落（上昇）した場合には、ファンドの基準価額が下落（上昇）する要因となります。

#### 為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受けます。このため外国為替相場が外貨建通貨の当該通貨に対して円高（円安）となった場合には、ファンドの基準価額が下落（上昇）する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行います。主として次の要因により対象指数の動きと乖離が生じます。
  1. 対象指数の構成銘柄異動、その他一部の解約の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
  2. 対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
  3. 個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
  4. 先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
  5. 信託報酬等のコスト負担があること
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

## リスク管理体制

### ■ フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

### ■ ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、投資者（受益者）の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

お申込みメモ

購入単位	5,000口以上5,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口あたり2,000円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額（ファンドの基準価額は100口あたりで表示されます。）
購入代金	販売会社が定める期日までに販売会社が指定する方法でお支払いください。
当初元本	1口あたり2,000円
換金単位	5,000口以上5,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	当初申込期間：2026年3月16日から2026年3月17日 継続申込期間：2026年3月18日から2027年1月29日 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	次の期日または期間における、購入・換金の各申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入・換金の各お申込みの受付を行うことができます。  <b>&lt;購入申込の受け付けの停止&gt;</b> 1. ナスダックもしくはシカゴ・マーカンタイル取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 3. ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4. 委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合  <b>&lt;換金申込の受け付けの停止&gt;</b> 1. ナスダックもしくはシカゴ・マーカンタイル取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 3. ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4. 委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
購入・換金制限	信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の購入・換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、購入・換金の申込みの受け付けの中止、取消しまたはその両方を行うことができます。
信託期間	無期限（設定日：2026年3月18日設定）
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象指数が廃止された場合等には、信託を終了（繰上償還）させます。 ・2029年4月15日以降の受益権総口数が50万口を下回ることとなった場合などには、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年4月、10月の各15日（初回決算日は2026年10月15日）
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	1兆円
公告	委託会社が投資者（受益者）に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2025年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。

## ファンドの費用・税金

### ■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用									
購入時手数料	販売会社が個別に定める額 購入時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。								
信託財産留保額	ありません。								
換金時手数料	販売会社が個別に定める額 換金時手数料は、ファンドの換金等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。								
投資者が信託財産で間接的に負担する費用									
運用管理費用 (信託報酬)	<p>委託会社および受託会社の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の<b>1. の額に2. の額を加算して得た額</b>とします。</p> <p>1. 投資信託財産の純資産総額に<b>年率0.11%（税抜0.10%）</b>以内の率を乗じて得た額とします。その配分については下記のとおり（税抜）とします。</p> <table border="1" data-bbox="438 1014 1098 1211"> <tr> <td rowspan="2">内訳 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年 0.07%</td> <td rowspan="2">ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年 0.03%</td> </tr> </table> <p>2. 投資信託財産に属する有価証券の貸付に係る品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額（貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に<b>55%（税抜50%）</b>以内の率を乗じて得た額。</p> <p>ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に<b>55%（税抜50%）</b>以内の率を乗じて得た額とします。なお、委託会社と受託会社の配分は<b>4：1</b>とします。</p> <p>毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。</p>		内訳 (税抜)	委託会社	年 0.07%	ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価	受託会社	年 0.03%	<p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p>
	内訳 (税抜)	委託会社		年 0.07%	ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価				
		受託会社	年 0.03%						
その他の費用 ・手数料	<p><b>受益権の上場にかかる費用</b></p> <p>受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権の上場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。</p> <p>2026年2月26日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、<b>0.00825%（税抜0.0075%）</b>。</li> <li>・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、<b>最大0.00825%（税抜0.0075%）</b>。</li> </ul>		<p>左記の委託会社および受託会社の報酬についても、各々上記の対価として支払われます。</p>						
	<p><b>対象指数の商標の使用料</b></p> <p>対象指数の商標の使用料ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は投資信託財産中から支払われます。</p> <p>2026年2月26日現在、対象指数の商標の使用料は投資信託財産の純資産総額に、<b>年0.08%</b>以内の率を乗じて得た額。（ただし年間最低額は10,000米ドル）</p> <p>有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用、監査報酬等はその都度投資信託財産中から支払われます。</p> <p>※運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>								

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ■ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目		税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税	収益分配金に対して20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税	換金（解約）時及び償還時の差益 （譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受け取り方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2025年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ■ 参考情報：ファンドの総経費率

有価証券届出書提出日現在（2026年2月26日現在）、ファンドは運用を開始していないため、参考情報として記載する該当事項はありません。

# NZAM 上場投信 DAX（為替ヘッジなし）

追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型

## 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の概況

設立年月日	資本金	運用する投資信託財産の合計純資産総額
1993年9月28日	14億66百万円	3兆6,908億円

(資本金と純資産総額は、2025年11月末現在)

## 商品分類及び属性区分表

### 商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
追加型投信	海外	株式	ETF	インデックス型

### 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
その他資産 〔投資信託証券： 株式（一般）〕	年1回	欧州	ファミリーファンド	なし	その他 (DAX指数（配当込み、 当社円換算ベース）)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ <https://www.toushin.or.jp/> をご覧ください。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

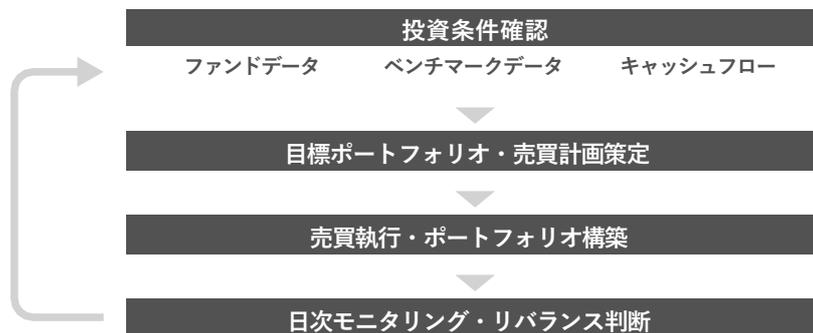
この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をDAX指数（配当込み、当社円換算ベース）の変動率に一致させることを目的とします。

### ファンドの特色

ドイツの株式を主要投資対象とし、DAX指数（配当込み、当社円換算ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

<運用プロセスのイメージ図>



※上記プロセスは変更となる場合があります。

## DAX指数

- DAX指数は、ドイツのフランクフルト証券取引所上場銘柄のうち、ドイツ企業の主要40銘柄を対象に算出される株価指数です。
- DAX指数（配当込み、当社円換算ベース）は、DAX指数（ユーロベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。
- 円換算の計算においては、原則としてわが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値（TTM）を使用します。

### 指数の著作権等について

DAX®（ドイツ株価指数）の著作権等について STOXX Ltd.、ISS STOXX Index GmbH（以下「STOXX社」）またはそれらのライセンサーは、NZAM 上場投信 DAX（為替ヘッジなし）（以下「当ファンド」）に関連するDAX®（ドイツ株価指数）及び関連商標（以下「当インデックス等」）のライセンスを除き、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社（以下「当社」）とは何の関係もございません。

STOXX社は、当ファンドを後援、支持、販売、または宣伝せず、当ファンドまたはその他の商品への投資の勧誘を行いません。

またSTOXX社は当ファンドの管理、マーケティングに関していかなる責任も負わず、当インデックス等の決定、構成、または計算において、当ファンドおよびその所有者のニーズを考慮する義務を負いません。加えてSTOXX社は明示的か黙示的かを問わず、いかなる保証も与えず、特に当インデックス等のデータの使用に関連して、当ファンド、および当ファンドの所有者、またはその他の者が得る成果当インデックス等のデータの正確性、適時性、完全性、商品性、特定の目的または用途への適合性、およびそのパフォーマンスについてはいかなる責任も負いません。また、STOXX社は当インデックス等のデータや当ファンドに関連したエラー、遺漏又は中断の結果として生じた損失や損害について、そのような損失または損害が発生する可能性があることを認識している状況であっても、いかなる保証もせず、いかなる責任も負いません。また、STOXX社と当社との間のライセンス契約は、当事者の利益のみを目的としており、当ファンドの所有者またはその他の第三者の利益を目的としたものではありません。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※当ファンドは、DAXインデックス・マザーファンドを通じて投資を行います。

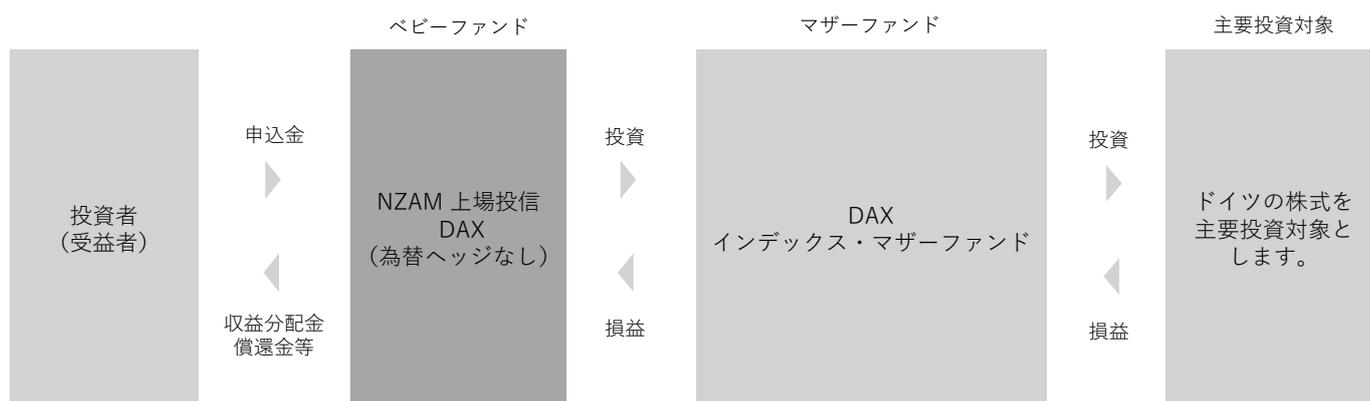
当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

受益権を東京証券取引所に上場（2026年3月19日上場予定）しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・ 売買単位は、1口単位です。
  - ・ 売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
  - ・ 取引方法は、原則として株式と同様です。
- ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、マザーファンドへの投資を通じて、実質的にドイツの株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資を行います。ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド（親投資信託）」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する仕組みのことです。一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。



## 主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## 分配方針

毎計算期間末（毎年11月15日）に経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に値動きのある有価証券等を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**投資者（受益者）の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。**
- **ファンドの運用による損益は、すべて投資者（受益者）の皆様には帰属します。**
- **投資信託は、預貯金と異なります。**
- 主な変動要因は以下の通りです。

#### **株価変動リスク**

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。

ファンドに組入れている株式の価格が下落（上昇）した場合には、ファンドの基準価額が下落（上昇）する要因となります。

#### **為替変動リスク**

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受けます。このため外国為替相場が外貨建通貨の当該通貨に対して円高（円安）となった場合には、ファンドの基準価額が下落（上昇）する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象指数の動きと乖離が生じます。
  1. 対象指数の構成銘柄異動、その他一部の解約の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
  2. 対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
  3. 個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
  4. 先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
  5. 信託報酬等のコスト負担があること
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

## リスク管理体制

### ■ フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

### ■ ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、投資者（受益者）の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

お申込みメモ

購入単位	5,000口以上5,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口あたり2,000円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額（ファンドの基準価額は100口あたりで表示されます。）
購入代金	販売会社が定める期日までに販売会社が指定する方法でお支払いください。
当初元本	1口あたり2,000円
換金単位	5,000口以上5,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	当初申込期間：2026年3月16日から2026年3月17日 継続申込期間：2026年3月18日から2027年3月2日 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	次の期日または期間における、購入、換金の各申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入、換金の各お申込みの受付を行うことができます。 <b>&lt;購入申込の受付けの停止&gt;</b> 1. フランクフルト証券取引所の休場日、フランクフルトの銀行の休業日、EurexにおけるDAX指数の先物取引休業日 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 3. ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4. 委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合 <b>&lt;換金申込の受付けの停止&gt;</b> 1. フランクフルト証券取引所の休場日、フランクフルトの銀行の休業日、EurexにおけるDAX指数の先物取引休業日 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 3. ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4. 委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
購入・換金制限	信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の購入・換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、購入・換金の申込みの受付けの中止、取消しまたはその両方を行うことができます。
信託期間	無期限（設定日：2026年3月18日）
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象指数が廃止された場合等には、信託を終了（繰上償還）させます。 ・2029年11月15日以降の受益権総口数が50万口を下回ることとなった場合などには、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年11月15日（初回決算日は2026年11月15日）
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	1兆円
公告	委託会社が投資者（受益者）に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2025年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。

## ファンドの費用・税金

### ■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用									
購入時手数料	販売会社が個別に定める額 購入時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。								
信託財産留保額	ありません。								
換金時手数料	販売会社が個別に定める額 換金時手数料は、ファンドの換金等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。								
投資者が信託財産で間接的に負担する費用									
運用管理費用 (信託報酬)	<p>委託会社および受託会社の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の<b>1. の額に2. の額を加算して得た額</b>とします。</p> <p>1. 投資信託財産の純資産総額に<b>年率 0.198%（税抜 0.18%）</b>以内の率を乗じて得た額とします。その配分については下記のとおり（税抜）とします。</p> <table border="1" data-bbox="438 1025 1098 1227"> <tr> <td rowspan="2">内訳 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年 0.16%</td> <td>ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年 0.02%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table> <p>2. 投資信託財産に属する有価証券の貸付に係る品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額（貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に<b>55%（税抜 50%）</b>以内の率を乗じて得た額。</p> <p>ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に<b>55%（税抜 50%）</b>以内の率を乗じて得た額とします。なお、委託会社と受託会社の配分は<b>4 : 1</b>とします。</p> <p>毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。</p>	内訳 (税抜)	委託会社	年 0.16%	ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価	受託会社	年 0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	<p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p>
	内訳 (税抜)		委託会社	年 0.16%	ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価				
		受託会社	年 0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価					
<p><b>受益権の上場にかかる費用</b></p> <p>受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権の上場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。2026年2月26日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、<b>0.00825%（税抜 0.0075%）</b>。</li> <li>年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、<b>最大 0.00825%（税抜 0.0075%）</b>。</li> </ul>									
<p><b>対象指数の商標の使用料</b></p> <p>対象指数の商標の使用料ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は投資信託財産中から支払われます。2026年2月26日現在、対象指数の商標の使用料は投資信託財産の純資産総額に、<b>年 0.03%</b>以内の率を乗じて得た額。（ただし年間最低額は10,000ユーロ）</p>									
その他の費用 ・手数料	<p>有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用、監査報酬等はその都度投資信託財産中から支払われます。</p> <p>※運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>								

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ■ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目		税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税	収益分配金に対して20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税	換金（解約）時及び償還時の差益 （譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受け取り方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2025年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ■ 参考情報：ファンドの総経費率

有価証券届出書提出日現在（2026年2月26日現在）、ファンドは運用を開始していないため、参考情報として記載する該当事項はありません。

# NZAM 上場投信 先進国株式 (MSCI-KOKUSAI) (為替ヘッジなし)

追加型投信 / 海外 / 株式 / ETF / インデックス型

## 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の概況

設立年月日	資本金	運用する投資信託財産の合計純資産総額
1993年9月28日	14億66百万円	3兆6,908億円

(資本金と純資産総額は、2025年11月末現在)

## 商品分類及び属性区分表

### 商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
追加型投信	海外	株式	ETF	インデックス型

### 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
その他資産 〔投資信託証券： 株式（一般）〕	年2回	グローバル （除く日本）	ファミリーファンド	なし	その他 （MSCIコクサイ・イン デックス（配当込み、 当社円換算ベース））

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ <https://www.toushin.or.jp/> をご覧ください。

## ファンドの目的・特色

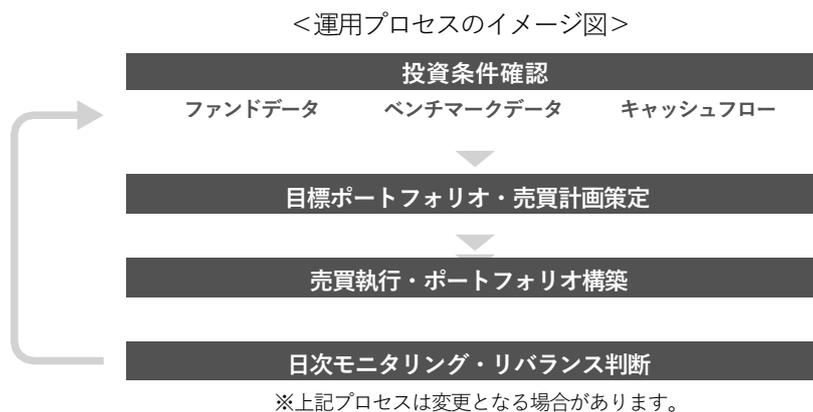
### ファンドの目的

この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をMSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）の変動率に一致させることを目的とします。

### ファンドの特色

日本を除く先進国の株式を主要投資対象とし、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。



### MSCIコクサイ・インデックス

- MSCIコクサイ・インデックスとは、日本を除く先進国の株価動向を示す代表的なインデックスです。日本を除く世界の主要先進国の大・中型株を構成銘柄の対象に算出される株価指数です。
- MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）は、MSCIコクサイ・インデックス（米ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。
- 円換算の計算においては、原則としてわが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値（TTM）を使用します。

#### 指数の著作権等について

このレポートには、MSCI Inc.、その関連会社、または情報プロバイダー（以下、総称して「MSCI関係者」といいます。）から提供された情報（以下、総称して「情報」といいます。）が含まれており、スコア、評価、その他の指標の計算等に使用されている可能性があります。情報は、内部使用のみを目的としており、いかなる形式においても複製/再配布は認められません。また、金融商品、製品、インデックスの基礎または構成要素としての使用は認められません。

MSCI当事者は、このレポートのいかなるデータまたは情報のオリジナル性、正確性および完全性を保証するものではなく、商品性および特定目的への適合性を含め、明示的または黙示的なすべての保証を明示的に否認します。情報は、投資に関する助言または投資判断を行うための推奨（または行わない）を目的とするものではなく、そのようなものに依拠することはできず、また、将来のパフォーマンス、分析、予測または予測の指標または保証として解釈することもできません。MSCI関係者は、このレポートに含まれる情報やデータの、またはそれに関連する過誤、省略等に対して、責任を負いません。また、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性が通知された場合について、いかなる場合でも、一切の責任を負いません。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※当ファンドは、先進国株式インデックス・マザーファンドを通じて投資を行います。

当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

受益権を東京証券取引所に上場（2026年3月19日上場予定）しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・ 売買単位は、1口単位です。
  - ・ 売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
  - ・ 取引方法は、原則として株式と同様です。
- ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本を除く先進国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資を行います。ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド（親投資信託）」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する仕組みのことです。一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。



## 主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## 分配方針

毎計算期間末（毎年4月、10月の各15日）に経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に値動きのある有価証券等を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**投資者（受益者）の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。**
- **ファンドの運用による損益は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。**
- **投資信託は、預貯金と異なります。**
- 主な変動要因は以下の通りです。

#### **株価変動リスク**

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。

ファンドに組入れている株式の価格が下落（上昇）した場合には、ファンドの基準価額が下落（上昇）する要因となります。

#### **為替変動リスク**

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受けます。このため外国為替相場が外貨建通貨の当該通貨に対して円高（円安）となった場合には、ファンドの基準価額が下落（上昇）する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象指数の動きと乖離が生じます。
  1. 対象指数の構成銘柄異動、その他一部の解約の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
  2. 対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
  3. 個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
  4. 先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
  5. 信託報酬等のコスト負担があること
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

## リスク管理体制

### ■ フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

### ■ ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、投資者（受益者）の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

お申込みメモ

購入単位	5,000口以上5,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口あたり2,000円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額（ファンドの基準価額は100口あたりで表示されます。）
購入代金	販売会社が定める期日までに販売会社が指定する方法でお支払いください。
当初元本	1口あたり2,000円
換金単位	5,000口以上5,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	当初申込期間：2026年3月16日から2026年3月17日 継続申込期間：2026年3月18日から2027年1月29日 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	次の期日または期間における、購入・換金の各申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入・換金の各お申込みの受付を行うことができます。 <b>&lt;購入申込の受け付けの停止&gt;</b> 1. ニューヨークもしくはロンドンの証券取引所の休場日、ニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 3. ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4. 委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合 <b>&lt;換金申込の受け付けの停止&gt;</b> 1. ニューヨークもしくはロンドン証券取引所の休場日、ニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 3. ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4. 委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
購入・換金制限	信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の購入・換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、購入・換金の申込みの受け付けの中止、取消しまたはその両方を行うことができます。
信託期間	無期限（設定日：2026年3月18日設定）
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象指数が廃止された場合等には、信託を終了（繰上償還）させます。 ・2029年4月15日以降の受益権総口数が50万口を下回ることとなった場合などには、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年4月、10月の各15日（初回決算日は2026年10月15日）
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	1兆円
公告	委託会社が投資者（受益者）に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理助定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2025年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。

## ファンドの費用・税金

### ■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用									
購入時手数料	販売会社が個別に定める額 購入時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。								
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.10%</b> を乗じた額を、換金時にご負担いただきます。								
換金時手数料	販売会社が個別に定める額 換金時手数料は、ファンドの換金等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。								
投資者が信託財産で間接的に負担する費用									
運用管理費用 (信託報酬)	<p>委託会社および受託会社の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の<b>1. の額に2. の額を加算して得た額</b>とします。</p> <p>1. 投資信託財産の純資産総額に<b>年率0.165%（税抜0.15%）</b>以内の率を乗じて得た額とします。その配分については下記のとおり（税抜）とします。</p> <table border="1" data-bbox="438 1014 1098 1211"> <tr> <td rowspan="2">内訳 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年 0.12%</td> <td>ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年 0.03%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table> <p>2. 投資信託財産に属する有価証券の貸付に係る品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額（貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に<b>55%（税抜50%）</b>以内の率を乗じて得た額。</p> <p>ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に<b>55%（税抜50%）</b>以内の率を乗じて得た額とします。なお、委託会社と受託会社の配分は<b>4：1</b>とします。</p> <p>毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。</p>	内訳 (税抜)	委託会社	年 0.12%	ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価	受託会社	年 0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	<p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p>
	内訳 (税抜)		委託会社	年 0.12%	ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価				
		受託会社	年 0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価					
<p><b>受益権の上場にかかる費用</b></p> <p>受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権の上場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。</p> <p>2026年2月26日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、<b>0.00825%（税抜0.0075%）</b>。</li> <li>・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、<b>最大0.00825%（税抜0.0075%）</b>。</li> </ul>									
<p><b>対象指数の商標の使用料</b></p> <p>対象指数の商標の使用料ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は投資信託財産中から支払われます。</p> <p>2026年2月26日現在、対象指数の商標の使用料は投資信託財産の純資産総額に、<b>年0.05%</b>以内の率を乗じて得た額。</p>									
その他の費用 ・手数料	<p>有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用、監査報酬等はその都度投資信託財産中から支払われます。</p> <p>※運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>								

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ■ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金	
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税	収益分配金に対して20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税	換金（解約）時及び償還時の差益 （譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受け取り方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2025年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ■ 参考情報：ファンドの総経費率

有価証券届出書提出日現在（2026年2月26日現在）、ファンドは運用を開始していないため、参考情報として記載する該当事項はありません。

# NZAM 上場投信 全世界株式 (MSCI ACWI) (為替ヘッジなし)

追加型投信 / 内外 / 株式 / ETF / インデックス型

## 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の概況

設立年月日	資本金	運用する投資信託財産の合計純資産総額
1993年9月28日	14億66百万円	3兆6,908億円

(資本金と純資産総額は、2025年11月末現在)

## 商品分類及び属性区分表

### 商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
追加型投信	内外	株式	ETF	インデックス型

### 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
その他資産 〔投資信託証券： 株式（一般）〕	年2回	グローバル （日本を含む）	ファミリーファンド	なし	その他 （MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（配当込み、当社円換算ベース））

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ <https://www.toushin.or.jp/> をご覧ください。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）の変動率に一致させることを目的とします。

### ファンドの特色

日本を含む先進国および新興国の株式等を主要投資対象とし、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

<運用プロセスのイメージ図>



※上記プロセスは変更となる場合があります。

## MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス

- MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックスとは、日本を含む先進国および新興国の株価動向を示す代表的なインデックスであり、大・中型株を構成銘柄の対象に算出される株価指数です。
- MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、当社円換算ベース）は、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（米ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。
- 円換算の計算においては、原則としてわが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値（TTM）を使用します。

### 指数の著作権等について

このレポートには、MSCI Inc、その関連会社、または情報プロバイダー（以下、総称して「MSCI 関係者」といいます。）から提供された情報（以下、総称して「情報」といいます。）が含まれており、スコア、評価、その他の指標の計算等に使用されている可能性があります。情報は、内部使用のみを目的としており、いかなる形式においても複製 再配布は認められません。また、金融商品、製品、インデックスの基礎または構成要素としての使用は認められません。

MSCI 当事者は、このレポートのいかなるデータまたは情報のオリジナル性、正確性および完全性を保証するものではなく、商品性および特定目的への適合性を含め、明示的または黙示的なすべての保証を明示的に否認します。情報は、投資に関する助言または投資判断を行うための推奨（または行わない）を目的とするものではなく、そのようなものに依拠することもできません。また、将来のパフォーマンス、分析、予測または予測の指標または保証として解釈することもできません。MSCI関係者は、このレポートに含まれる情報やデータの、またはそれに関連する過誤、省略等に対して、責任を負いません。また、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性が通知された場合について、いかなる場合でも、一切の責任を負いません。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※当ファンドは、先進国株式インデックス・マザーファンド、新興国株式インデックス・マザーファンド、および日本株式インデックス・マザーファンドを通じて投資を行います。

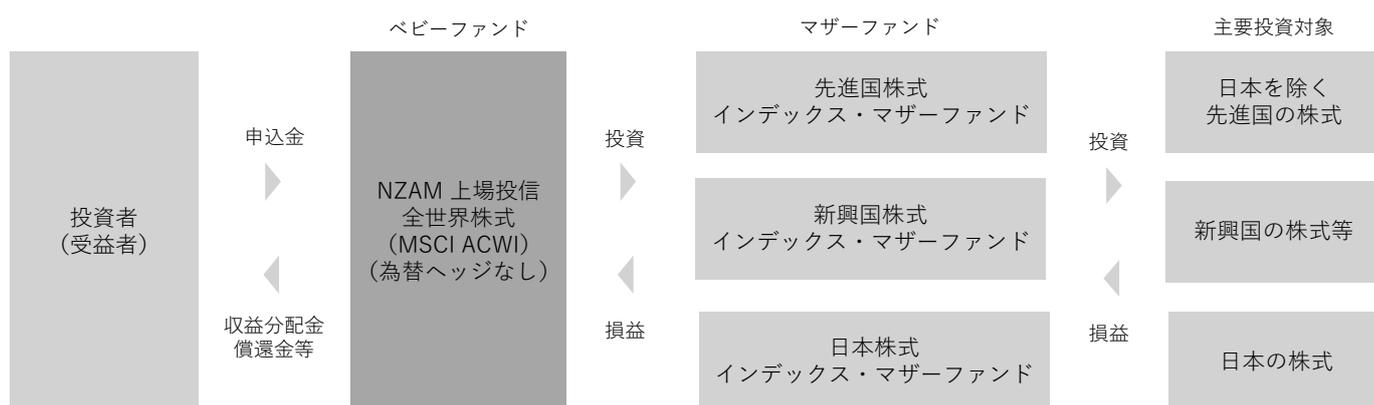
当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

受益権を東京証券取引所に上場（2026年3月19日上場予定）しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・ 売買単位は、1口単位です。
  - ・ 売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
  - ・ 取引方法は、原則として株式と同様です。
- ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本を含む先進国および新興国の株式等（DR（預託証券）を含みます。）に投資を行います。ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド（親投資信託）」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する仕組みのことです。一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。



## 主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## 分配方針

毎計算期間末（毎年4月、10月の各15日）に経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に値動きのある有価証券等を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**投資者（受益者）の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。**
- **ファンドの運用による損益は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。**
- **投資信託は、預貯金と異なります。**
- 主な変動要因は以下の通りです。

#### 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。

ファンドに組入れている株式の価格が下落（上昇）した場合には、ファンドの基準価額が下落（上昇）する要因となります。

#### 為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受けます。このため外国為替相場が外貨建通貨の当該通貨に対して円高（円安）となった場合には、ファンドの基準価額が下落（上昇）する要因となります。

#### カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象指数の動きと乖離が生じます。
  1. 対象指数の構成銘柄異動、その他一部の解約の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
  2. 対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
  3. 個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
  4. 先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
  5. 信託報酬等のコスト負担があること
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

## リスク管理体制

### ■ フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

### ■ ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、投資者（受益者）の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

お申込みメモ

購入単位	1,000口以上1,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口あたり1,000円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額（ファンドの基準価額は100口あたりで表示されます。）
購入代金	販売会社が定める期日までに販売会社が指定する方法でお支払いください。
当初元本	1口あたり1,000円
換金単位	1,000口以上1,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	当初申込期間：2026年3月16日から2026年3月17日 継続申込期間：2026年3月18日から2027年1月29日 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	次の期日または期間における、購入・換金の各申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入・換金の各お申込みの受付を行うことができます。 <b>&lt;購入申込の受け付けの停止&gt;</b> 1. ニューヨーク、ロンドンもしくは香港の証券取引所の休場日、ニューヨーク、ロンドンもしくは香港の銀行の休業日 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 3. ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4. 委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合 <b>&lt;換金申込の受け付けの停止&gt;</b> 1. ニューヨーク、ロンドンもしくは香港の証券取引所の休場日、ニューヨーク、ロンドンもしくは香港の銀行の休業日 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 3. ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4. 委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
購入・換金制限	信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の購入・換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、購入・換金の申込みの受け付けの中止、取消しまたはその両方を行うことができます。
信託期間	無期限（設定日：2026年3月18日設定）
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象指数が廃止された場合等には、信託を終了（繰上償還）させます。 ・2029年4月15日以降の受益権総口数が100万口を下回るようになった場合などには、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年4月、10月の各15日（初回決算日は2026年10月15日）
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	1兆円
公告	委託会社が投資者（受益者）に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2025年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。

## ファンドの費用・税金

### ■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用										
購入時手数料	販売会社が個別に定める額 購入時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。									
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.10%</b> を乗じた額を、換金時にご負担いただきます。									
換金時手数料	販売会社が個別に定める額 換金時手数料は、ファンドの換金等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。									
投資者が信託財産で間接的に負担する費用										
運用管理費用 (信託報酬)	<p>委託会社および受託会社の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みません。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の<b>1. の額に2. の額を加算して得た額</b>とします。</p> <p>1. 投資信託財産の純資産総額に<b>年率0.0858%（税抜0.078%）</b>以内の率を乗じて得た額とします。その配分については下記のとおり（税抜）とします。</p> <table border="1" data-bbox="438 1014 1098 1211"> <tr> <td rowspan="2">内訳 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年 0.058%</td> <td>ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年 0.02%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table> <p>2. 投資信託財産に属する有価証券の貸付に係る品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額（貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に<b>55%（税抜50%）</b>以内の率を乗じて得た額。</p> <p>ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に<b>55%（税抜50%）</b>以内の率を乗じて得た額とします。なお、委託会社と受託会社の配分は<b>4：1</b>とします。</p> <p>毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。</p>		内訳 (税抜)	委託会社	年 0.058%	ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価	受託会社	年 0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	<p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p>
	内訳 (税抜)	委託会社		年 0.058%	ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価					
		受託会社	年 0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価						
その他の費用 ・手数料	<p><b>受益権の上場にかかる費用</b></p> <p>受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権の上場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。</p> <p>2026年2月26日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、<b>0.00825%（税抜0.0075%）</b>。</li> <li>・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、<b>最大0.00825%（税抜0.0075%）</b>。</li> </ul>									
	<p><b>対象指数の商標の使用料</b></p> <p>対象指数の商標の使用料ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は投資信託財産中から支払われます。</p> <p>2026年2月26日現在、対象指数の商標の使用料は投資信託財産の純資産総額に、<b>年0.05%</b>以内の率を乗じて得た額。</p>									
	<p>有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用、監査報酬等はその都度投資信託財産中から支払われます。</p> <p>※運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>									

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ■ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目		税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税	収益分配金に対して20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税	換金（解約）時及び償還時の差益 （譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受け取り方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2025年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ■ 参考情報：ファンドの総経費率

有価証券届出書提出日現在（2026年2月26日現在）、ファンドは運用を開始していないため、参考情報として記載する該当事項はありません。

# NZAM 上場投信 米国国債 7-10年 (為替ヘッジなし)

追加型投信 / 海外 / 債券 / ETF / インデックス型

## 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の概況

設立年月日	資本金	運用する投資信託財産の合計純資産総額
1993年9月28日	14億66百万円	3兆6,908億円

(資本金と純資産総額は、2025年11月末現在)

## 商品分類及び属性区分表

### 商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
追加型投信	海外	債券	ETF	インデックス型

### 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
その他資産 〔投資信託証券： 債券（公債）〕	年2回	北米	ファミリーファンド	なし	その他 (Bloomberg米国国債 7-10年指数（当社円換 算ベース）)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会 のホームページ <https://www.toushin.or.jp/> をご覧ください。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

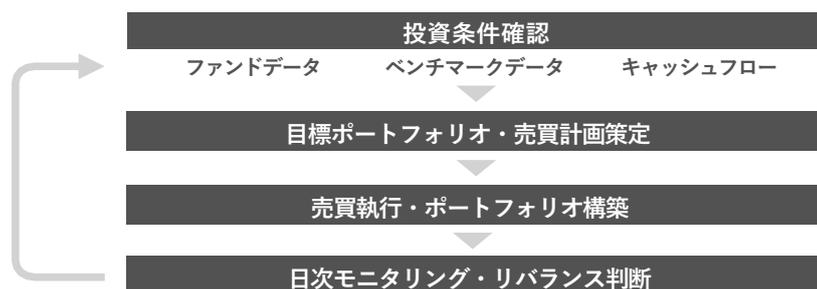
この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をBloomberg米国国債7-10年指数（当社円換算ベース）の変動率に一致させることを目的とします。

### ファンドの特色

米国の国債を主要投資対象とし、Bloomberg米国国債7-10年指数（当社円換算ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

<運用プロセスのイメージ図>



※上記プロセスは変更となる場合があります。

## Bloomberg米国国債7-10年指数

- Bloomberg米国国債7-10年指数とは、残存年数が7年から10年の米国国債市場のパフォーマンスをあらわす指数でBloomberg Index Services Limited（BISL）が算出、公表しております。
- Bloomberg米国国債7-10年指数（当社円換算ベース）とは、Bloomberg米国国債7-10年指数（米ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。
- 円換算の計算においては、原則としてわが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値（TTM）を使用します。

### 指数の著作権等について

「Bloomberg®」およびBloomberg米国国債7-10年指数（以下「当インデックス」）は、Bloomberg Finance L.P.、および同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited（以下「BISL」）をはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社（以下「当社」）による特定の目的での使用のために使用許諾されています。

NZAM 上場投信 米国国債7-10年（為替ヘッジなし）（以下「当ファンド」）について、ブルームバーグは後援、支持、販売、または宣伝するものではありません。ブルームバーグは、一般的な証券への投資の推奨可能性または特に当ファンドへの投資の推奨可能性について、当ファンドの所有者もしくは相手先に、あるいは一般の人々に、明示、黙示を問わずいかなる表明、保証も行いません。当社とブルームバーグの唯一の関係は、特定の商標、商号、サービスマークの使用許諾、および当インデックスの使用許諾であり、これは、当社または当ファンドを考慮せずに、BISLが決定、構成、計算します。ブルームバーグは当インデックスを決定、構成、もしくは計算する際に、当社または当ファンドの所有者のニーズを考慮する義務はありません。ブルームバーグは当ファンドの発行時期、発行価格、発行数について責任を負わず、それに関与していません。ブルームバーグは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、当ファンドの顧客（これらに限定されません）に対し、いかなる義務、法的責任も負いません。

ブルームバーグは、当インデックスもしくはそれらに関連するデータの正確性および/または完全性を保証するものではなく、それに関連する過誤、不作為、または中断に対して一切の責任を負いません。ブルームバーグは、当社、当ファンドの所有者、もしくはその他の個人または法人が当インデックス、またはそれらに関連するデータを使用したことで、獲得する結果について、明示的にも黙示的にもいかなる保証も行いません。ブルームバーグは、当インデックスもしくはそれらに関連するデータについて、特定の目的もしくは使用に対する商品性または適合性に関する明示的、黙示的な保証を行わず、あらゆる保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、法律で最大限に許される限り、ブルームバーグ、そのライセンサー、およびそれぞれの従業員、請負業者、エージェント、サプライヤー、ベンダーは、当ファンド、当インデックスまたはそれらに関するデータまたは値について、過失、その他によるかにかかわらずその可能性について知らされていた場合でも、直接的、間接的、結果的、偶発的、懲罰的、またはそれ以外の被害または損害について法的責任もしくは責任を負いません。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※当ファンドは、米国国債7-10年インデックス・マザーファンドを通じて投資を行います。

当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

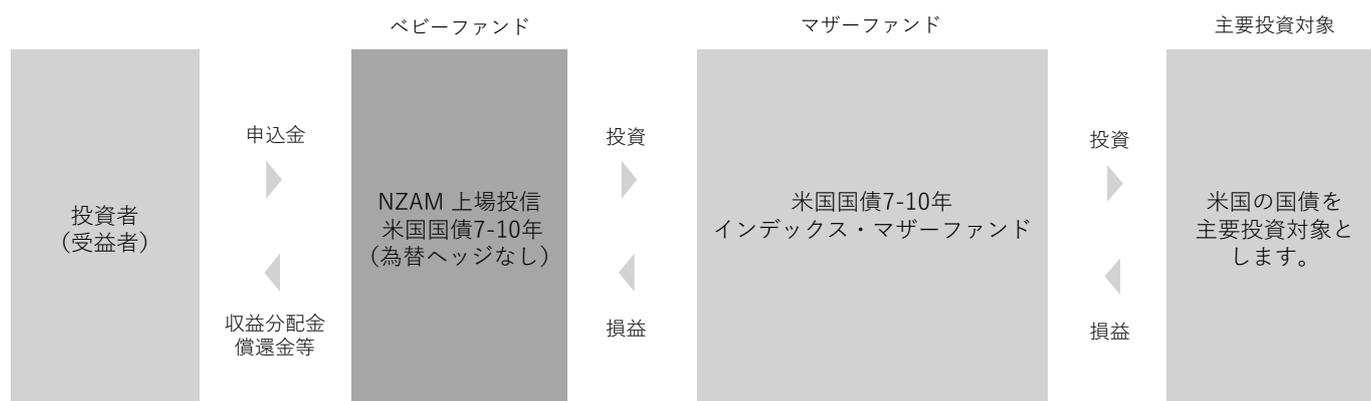
受益権を東京証券取引所に上場（2026年3月19日上場予定）しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・ 売買単位は、1口単位です。
- ・ 売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
- ・ 取引方法は、原則として株式と同様です。

※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に米国の国債に投資を行います。ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド（親投資信託）」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する仕組みのことです。一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。



## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使等により取得するものに限りません。
- 外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## 分配方針

毎計算期間末（毎年5月、11月の各15日）に経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に値動きのある有価証券等を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**投資者（受益者）の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。**
- **ファンドの運用による損益は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。**
- **投資信託は、預貯金と異なります。**
- 主な変動要因は以下の通りです。

#### 金利変動リスク

一般に、債券（公社債等）の価格は市場金利の変動等を受けて変動します。市場金利が上昇（低下）した場合には、ファンドに組入れている債券の価格が下落（上昇）し、ファンドの基準価額が下落（上昇）する要因となります。

#### 信用リスク

一般に、債券等の発行体（国・企業等）が財政難や業績不振に陥り、当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等の債務不履行が生じた場合またはその可能性が高まった場合には、ファンドに組入れている債券等の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### 為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受けます。このため外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高（円安）となった場合には、ファンドの基準価額が下落（上昇）する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象指数の動きと乖離が生じます。
  1. 対象指数の構成銘柄異動、その他一部の解約の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
  2. 対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
  3. 個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
  4. 先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
  5. 信託報酬等のコスト負担があること
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

## リスク管理体制

### ■ フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

### ■ ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、投資者（受益者）の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

お申込みメモ

購入単位	2,000口以上2,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口あたり5,000円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額(ファンドの基準価額は100口あたりで表示されます。)
購入代金	販売会社が定める期日までに販売会社が指定する方法でお支払いください。
当初元本	1口あたり5,000円
換金単位	2,000口以上2,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	当初申込期間：2026年3月16日から2026年3月17日 継続申込期間：2026年3月18日から2027年3月2日 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	次の期日または期間における、購入、換金の各申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入、換金の各お申込みの受付を行うことができます。 <b>&lt;購入申込の受け付けの停止&gt;</b> 1. ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 3. ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4. 委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合 <b>&lt;換金申込の受け付けの停止&gt;</b> 1. ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 3. ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4. 委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
購入・換金制限	信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の購入・換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、購入・換金の申込みの受け付けの中止、取消しまたはその両方を行うことができます。
信託期間	無期限(設定日：2026年3月18日設定)
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象指数が廃止された場合等には、信託を終了(繰上償還)させます。 ・2029年5月15日以降の受益権総口数が20万口を下回ることとなった場合などには、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年5月、11月の各15日(初回決算日は2026年11月15日)
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	1兆円
公告	委託会社が投資者(受益者)に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2025年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。

## ファンドの費用・税金

### ■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用										
購入時手数料	販売会社が個別に定める額 購入時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。									
信託財産留保額	ありません。									
換金時手数料	販売会社が個別に定める額 換金時手数料は、ファンドの換金等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。									
投資者が信託財産で間接的に負担する費用										
運用管理費用 (信託報酬)	<p>委託会社および受託会社の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の<b>1. の額に2. の額を加算して得た額</b>とします。</p> <p>1. 投資信託財産の純資産総額に<b>年率0.132%（税抜 0.12%）</b>以内の率を乗じて得た額とします。その配分については下記のとおり（税抜）とします。</p> <table border="1" data-bbox="438 1014 1098 1211"> <tr> <td rowspan="2">内訳 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年 0.095%</td> <td>ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年 0.025%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table> <p>2. 投資信託財産に属する有価証券の貸付に係る品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額（貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に<b>55%（税抜 50%）</b>以内の率を乗じて得た額。</p> <p>ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に<b>55%（税抜 50%）</b>以内の率を乗じて得た額とします。なお、委託会社と受託会社の配分は<b>4：1</b>とします。</p> <p>毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。</p>		内訳 (税抜)	委託会社	年 0.095%	ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価	受託会社	年 0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	<p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p>
	内訳 (税抜)	委託会社		年 0.095%	ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価					
		受託会社	年 0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価						
その他の費用 ・手数料	<p><b>受益権の上場にかかる費用</b></p> <p>受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権の上場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。</p> <p>2026年2月26日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、<b>0.00825%（税抜 0.0075%）</b>。</li> <li>・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、<b>最大0.00825%（税抜 0.0075%）</b>。</li> </ul>		<p>左記の委託会社および受託会社の報酬についても、各々上記の対価として支払われます。</p>							
	<p><b>対象指数の商標の使用料</b></p> <p>対象指数の商標の使用料ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は投資信託財産中から支払われます。2026年2月26日現在、対象指数の商標の使用料は投資信託財産の純資産総額に、<b>年0.012%</b>以内の率を乗じて得た額。（ただし年間最低額は10,000米ドル）</p> <p>有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用、監査報酬等はその都度投資信託財産中から支払われます。</p> <p>※運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>									

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ■ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目		税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税	収益分配金に対して20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税	換金（解約）時及び償還時の差益 （譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受け取り方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2025年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ■ 参考情報：ファンドの総経費率

有価証券届出書提出日現在（2026年2月26日現在）、ファンドは運用を開始していないため、参考情報として記載する該当事項はありません。

# NZAM 上場投信 海外債券 (FTSE WGBI 除く日本) (為替ヘッジなし)

追加型投信 / 海外 / 債券 / ETF / インデックス型

## 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の概況

設立年月日	資本金	運用する投資信託財産の合計純資産総額
1993年9月28日	14億66百万円	3兆6,908億円

(資本金と純資産総額は、2025年11月末現在)

## 商品分類及び属性区分表

### 商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
追加型投信	海外	債券	ETF	インデックス型

### 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
その他資産 〔投資信託証券： 債券（公債）〕	年2回	グローバル （除く日本）	ファミリーファンド	なし	その他 （FTSE世界国債イン デックス（除く日本、 当社円換算ベース））

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会 のホームページ <https://www.toushin.or.jp/> をご覧ください。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

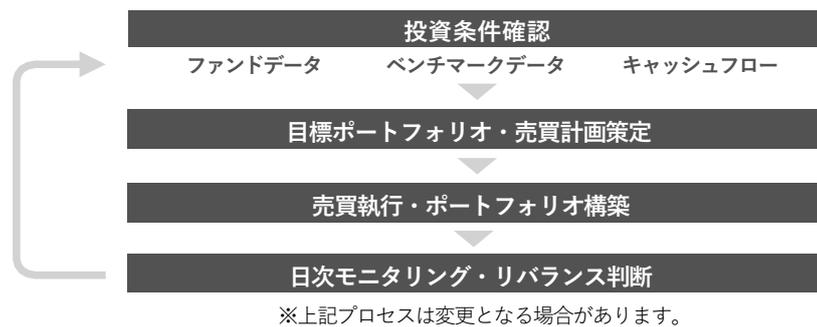
この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をFTSE世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース）の変動率に一致させることを目的とします。

### ファンドの特色

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

<運用プロセスのイメージ図>



## FTSE世界国債インデックス（除く日本）

- FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより算出・公表される債券インデックスで、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を、各市場の時価総額で加重平均したものです。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、当社円換算ベース）とは、FTSE世界国債インデックス（除く日本）（米ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。
- 円換算の計算においては、原則としてわが国における計算日の午前10時の対顧客電信売買相場の仲値（TTM）を使用します。

### 指数の著作権等について

本ファンドは、FTSE Fixed Income LLC（以下FTSE）またはロンドン証券取引所グループ（以下LSEG）（以下、総称してライセンサーパーティー）によって出資、保証、販売または販売促進されるものではありません。本ファンドは農林中金全共連アセットマネジメント株式会社が単独で開発したものであり、LSEGはいかなる関与もしません。ライセンサーパーティーは、（本ファンドが対象としている）インデックスを使用して得られた結果、特定の日にインデックスが得られる結果、本ファンドに対するインデックスの適合性、または本ファンドの結果・運用に関して、明示的にも暗示的にも、何ら表明または保証するものではありません。ライセンサーパーティーは過去に、そして今後もインデックスに関連した財務あるいは投資助言を農林中金全共連アセットマネジメント株式会社あるいはその顧客に提供することはありません。インデックスは、FTSEもしくはその代理人によって計算されていますが、ライセンサーパーティーは、インデックスにおける瑕疵について（過失か否かにかかわらず）何人にもその責任を負わず、その瑕疵を告知する義務を負いません。FTSE Russell は LSEG各社の取引名称であり、「FTSE®」「Russell®」等の商標はLSEG各社が所有し、ライセンスに基づき使用されています。（本ファンドが対象としている）インデックスに関するすべての権利は LSEG内の該企業に帰属します。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※当ファンドは、先進国債券インデックス・マザーファンドを通じて投資を行います。

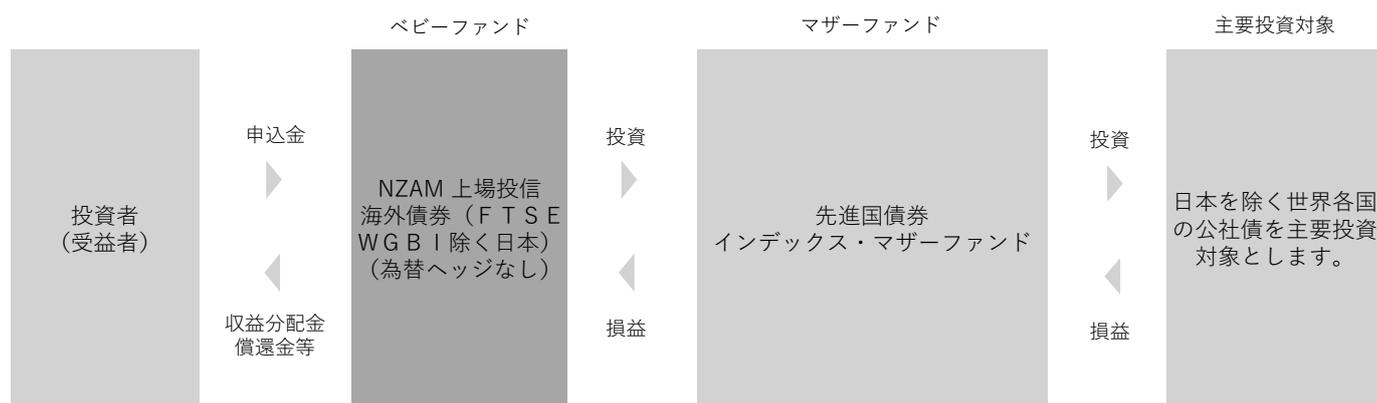
当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

受益権を東京証券取引所に上場（2026年3月19日上場予定）しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・ 売買単位は、1口単位です。
  - ・ 売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
  - ・ 取引方法は、原則として株式と同様です。
- ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本を除く世界各国の公社債に投資を行います。ファミリーファンド方式とは、複数の投資信託の資金をまとめて「マザーファンド（親投資信託）」と呼ばれる投資信託に投資し、マザーファンドが株や債券などの資産に投資する仕組みのことです。一般の投資家は「ベビーファンド」と呼ばれるファンドを購入し、ベビーファンドはマザーファンドに対して投資を行います。



## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使等により取得するものに限りません。
- 外貨建資産への実質投資割合に制限は設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## 分配方針

毎計算期間末（毎年1月、7月の各15日）に経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に値動きのある有価証券等を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**投資者（受益者）の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。**
- **ファンドの運用による損益は、すべて投資者（受益者）の皆様には帰属します。**
- **投資信託は、預貯金と異なります。**
- 主な変動要因は以下の通りです。

#### 金利変動リスク

一般に、債券（公社債等）の価格は市場金利の変動等を受けて変動します。市場金利が上昇（低下）した場合には、ファンドに組入れている債券の価格が下落（上昇）し、ファンドの基準価額が下落（上昇）する要因となります。

#### 信用リスク

一般に、債券等の発行体（国・企業等）が財政難や業績不振に陥り、当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等の債務不履行が生じた場合またはその可能性が高まった場合には、ファンドに組入れている債券等の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### 為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受けます。このため外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高（円安）となった場合には、ファンドの基準価額が下落（上昇）する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象指数の動きと乖離が生じます。
  1. 対象指数の構成銘柄異動、その他一部の解約の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
  2. 対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
  3. 個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
  4. 先物取引を利用した場合、先物価格と対象指数との間に価格差があること
  5. 信託報酬等のコスト負担があること
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

## リスク管理体制

### ■ フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

### ■ ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、投資者（受益者）の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

お申込メモ

購入単位	2,000口以上2,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口あたり5,000円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額(ファンドの基準価額は100口あたりで表示されます。)
購入代金	販売会社が定める期日までに販売会社が指定する方法でお支払いください。
当初元本	1口あたり5,000円
換金単位	2,000口以上2,000口単位 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	当初申込期間：2026年3月16日から2026年3月17日 継続申込期間：2026年3月18日から2027年4月15日 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込受付不可日	次の期日または期間における、購入、換金の各申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入、換金の各お申込みの受付を行うことができます。 <b>&lt;購入申込の受付の停止&gt;</b> 1. ニューヨークもしくはロンドンの証券取引所の休場日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 3. ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4. 委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合 <b>&lt;換金申込の受付の停止&gt;</b> 1. ニューヨークもしくはロンドンの証券取引所の休場日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行の休業日 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 3. ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間 4. 委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合
購入・換金制限	信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の購入・換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、購入・換金の申込みの受付の中止、取消しまたはその両方を行うことができます。
信託期間	無期限(2026年3月18日設定)
繰上償還	・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象指数が廃止された場合等には、信託を終了(繰上償還)させます。 ・2029年7月15日以降の受益権総口数が20万口を下回ることとなった場合などには、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年1月、7月の各15日(初回決算日は2026年7月15日)
収益分配	年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	1兆円
公告	委託会社が投資者(受益者)に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	運用報告書の作成・交付は行いません。
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2025年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。

## ファンドの費用・税金

### ■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用								
購入時手数料	販売会社が個別に定める額 購入時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。							
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.10%</b> を乗じた額を、換金時にご負担いただきます。							
換金時手数料	販売会社が個別に定める額 換金時手数料は、ファンドの換金等に関する事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。							
投資者が信託財産で間接的に負担する費用								
運用管理費用 (信託報酬)	<p>委託会社および受託会社の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の<b>1. の額に2. の額を加算して得た額</b>とします。</p> <p>1. 投資信託財産の純資産総額に<b>年率0.132%（税抜 0.12%）</b>以内の率を乗じて得た額とします。その配分については下記のとおり（税抜）とします。</p> <table border="1" data-bbox="438 1014 1098 1211"> <tr> <td rowspan="2">内訳 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年 0.10%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年 0.02%</td> </tr> </table> <p>2. 投資信託財産に属する有価証券の貸付に係る品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額（貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に<b>55%（税抜 50%）</b>以内の率を乗じて得た額。</p> <p>ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に<b>55%（税抜 50%）</b>以内の率を乗じて得た額とします。なお、委託会社と受託会社の配分は<b>4：1</b>とします。</p> <p>毎計算期間末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。</p>		内訳 (税抜)	委託会社	年 0.10%	受託会社	年 0.02%	<p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p>
	内訳 (税抜)	委託会社		年 0.10%				
		受託会社	年 0.02%					
		<p>ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価</p>						
		<p>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</p>						
その他の費用 ・手数料	<p><b>受益権の上場にかかる費用</b></p> <p>受益権の上場にかかる費用ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は、投資信託財産中から支払われます。受益権の上場にかかる費用は、新規上場料および追加上場料、年間上場料、その他新規上場にかかる費用等です。</p> <p>2026年2月26日現在、受益権の上場にかかる費用は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、<b>0.00825%（税抜 0.0075%）</b>。</li> <li>・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、<b>最大0.00825%（税抜0.0075%）</b>。</li> </ul>							
	<p><b>対象指数の商標の使用料</b></p> <p>対象指数の商標の使用料ならびに、これにかかる消費税等に相当する金額は投資信託財産中から支払われます。2026年2月26日現在、対象指数の商標の使用料は投資信託財産の純資産総額に、<b>年0.02%</b>以内の率を乗じて得た額。</p>							
	<p>有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用、監査報酬等はその都度投資信託財産中から支払われます。</p> <p>※運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>							

※ファンドの費用等の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ■ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金	
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税	収益分配金に対して20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税	換金（解約）時及び償還時の差益 （譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受け取り方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2025年11月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ■ 参考情報：ファンドの総経費率

有価証券届出書提出日現在（2026年2月26日現在）、ファンドは運用を開始していないため、参考情報として記載する該当事項はありません。

## Press Release

### ■その他の留意事項

- 当資料は、プレスリリースとして農林中金全共連アセットマネジメント株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- お申込みの際は、投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください。
- 投資信託説明書（交付目論見書）は、販売会社にご請求ください。
- 投資信託は、預金（貯金）保険の対象ではありません。
- 今回上場するETFは、いずれも金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2026年2月26日に関東財務局長に提出しており、2026年3月14日よりその効力が発生します。なお、効力発生前に記載内容の訂正が行われる場合があります。
- 販売会社については、下記までお問合せください。

#### 【本件についてのお問い合わせ】

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 営業部  
お客様専用フリーダイヤル：0120-439-244  
受付時間：9:00～17:00（土・日祝日を除く）

#### 【ホームページ】

<https://www.ja-asset.co.jp/>

委託会社：農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第372号

一般社団法人投資信託協会会員／一般社団法人日本投資顧問業協会会員